

不在者投票指定施設における 不在者投票事務の手引

(令和 7 年 6 月版)

大阪府選挙管理委員会

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目1番22号

(電 話) 06-6944-9118

(FAX) 06-6944-3548

(メールアドレス) senkyo-huzaisya@gbox.pref.osaka.lg.jp

は　じ　め　に

公職の選挙においては、選挙人が選挙の当日に投票所で投票することを原則としていますが、選挙期日当日、仕事や用事などの理由により、投票することができないと見込まれる選挙人のために、選挙期日の前でも投票できるように不在者投票制度が設けられています。

その一つとして、都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等（以下「指定施設」という。）に入院又は入所中の選挙人が、その施設内で不在者投票を行うという方法があります。

この手引は、指定施設における不在者投票の方法、事務の手續や留意事項等をまとめたものです。

指定施設の管理者の方々には、本来の職務の外に、不在者投票管理者として事務の執行・管理に当たっていただくこととなりますが、有権者の貴重な投票が無効とならないように、その管理に遺漏のないよう格段の御配慮をお願いいたします。

なお、事務処理上疑問な点がありましたら、最寄りの市区町村選挙管理委員会又は大阪府選挙管理委員会へお問合せいただき、適切な事務処理をされますようお願いいたします。

令和7年6月

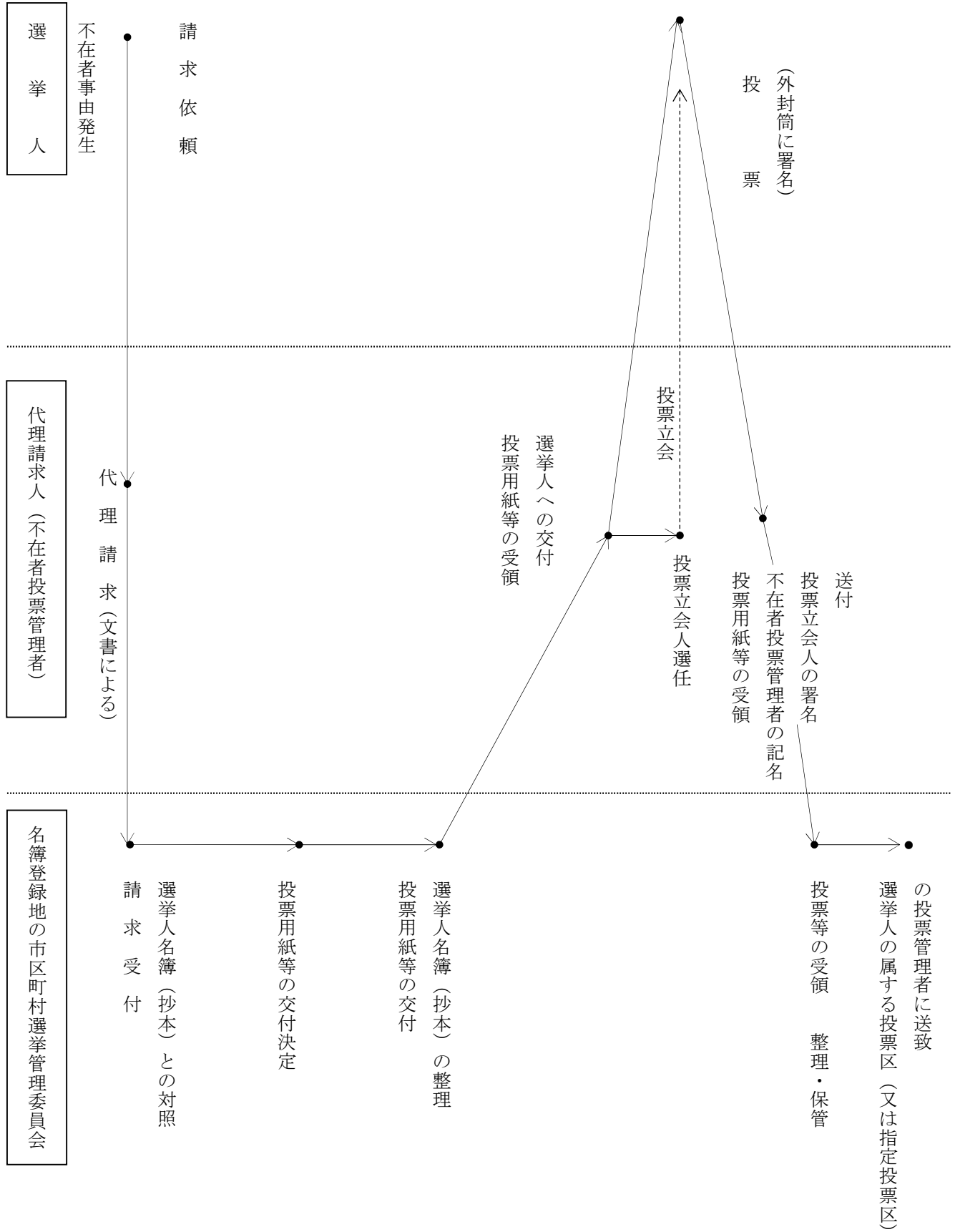
大阪府選挙管理委員会

目 次

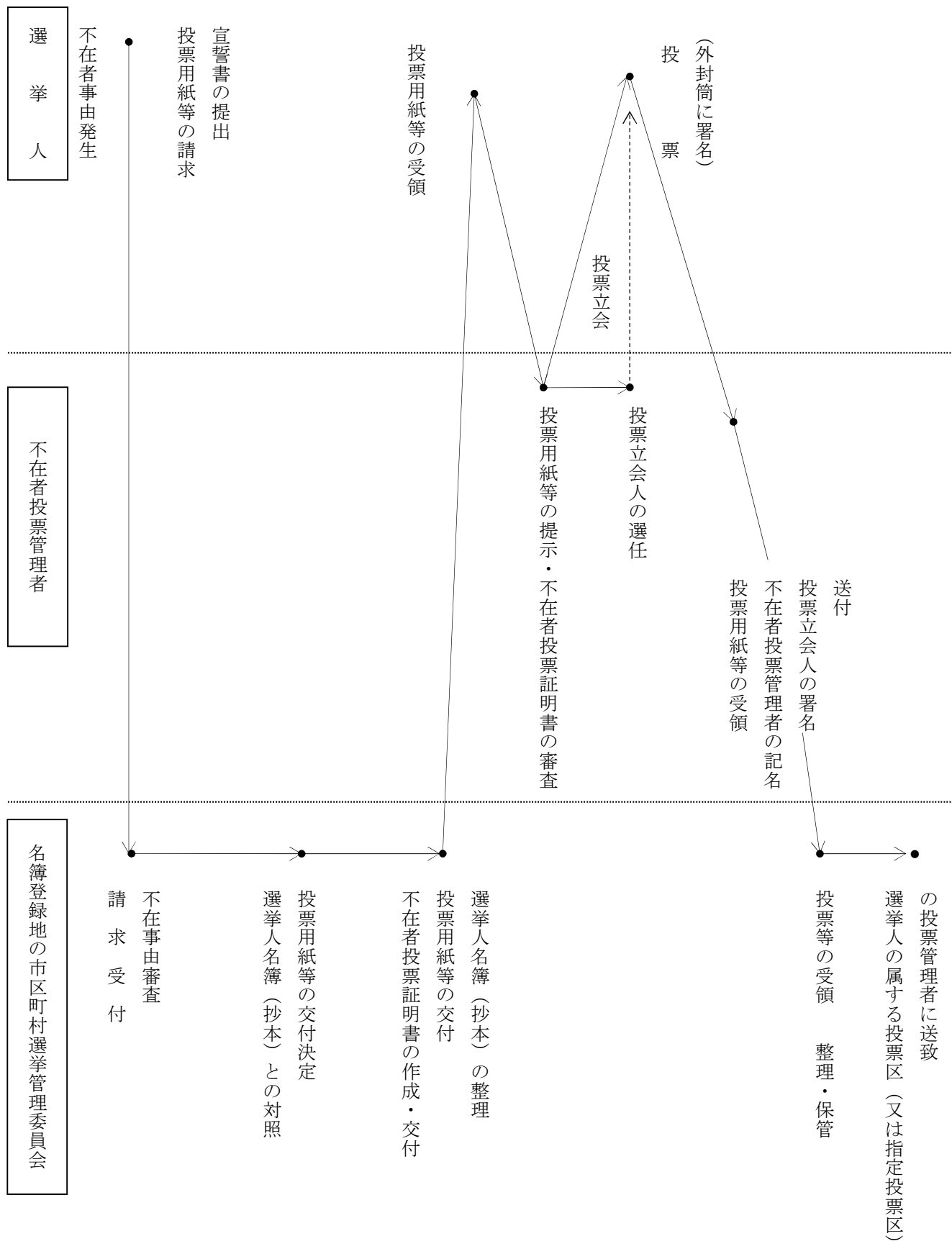
「指定施設」における不在者投票手続の流れ	1
I 指定施設における不在者投票制度について	3
1 不在者投票制度とは	3
2 不在者投票管理者には誰になるか	3
3 指定施設で不在者投票をできる選挙人は	4
4 不在者投票のできる選挙の種類は	5
5 不在者投票管理者の主な仕事は	5
6 留意していただくこと	5
II 不在者投票管理事務について	7
1 投票用紙等の交付請求は	7
2 投票用紙及び不在者投票用封筒の受領は	10
3 投票の方法は	10
4 不在者投票の送り方は	17
5 所要経費の請求は	18
III 不在者投票指定施設における選挙運動について	20
IV 様 式 集	22
V 不在者投票事務チェック表	52
VI 府内市区町村・各都道府県選挙管理委員会所在地一覧	54

「指定施設」における不在者投票手続の流れ

1 代理請求人（不在者投票管理者＝「指定施設の長」）による請求の場合



2 選挙人本人による請求の場合



I 指定施設における不在者投票制度について

1 不在者投票制度とは

公職の選挙における投票については、公職選挙法において、原則として選挙人が選挙の当日自ら投票所に行き投票することと定められています。

しかしながら、入院加療中や、職務や業務に従事中等の理由によって、選挙の当日投票所へ行くことができない人もいます。

不在者投票制度は、このような人々のために、選挙期日の前でも一定の手続により投票することを例外的に認めた制度です。

このうち、指定施設において、入院患者又は入所者が病院長等の不在者投票管理者の下で行う投票が、指定施設における不在者投票制度です。

【参考Q & A①】

Q. 我が病院は不在者投票施設として指定を受けましたが、分院があります。本院の指定をもって分院でも不在者投票を行うことができますか。

A. 分院自体について指定を受けない限り、たとえ本院の院長の管理の下であってもその分院では不在者投票を行うことはできません。

また、同一施設あるいは同一敷地内に老人保健施設や老人ホームなど関連施設が併設されている場合もそれぞれの施設が別々に指定を受けない限り、指定を受けていない施設での不在者投票はできませんので御注意ください。

2 不在者投票管理者には誰になるか

不在者投票は、投票手続の公正を保つ必要から、一定の管理者の管理の下で行わなければならないこととされており、この管理者を不在者投票管理者といいます。

指定施設における不在者投票管理者には、その指定施設の施設長（病院にあっては、病院長。以下同じ。）があたることになっています（以下この冊子における「不在者投票管理者」は、これらの指定施設における不在者投票管理者を指します。）。

ただし、公職の候補者となった施設長や外国籍の施設長は、不在者投票管理者となることはできません。

この場合、施設長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります（不在者投票の実施日に、施設長が旅行や出張等で不在の場合や指定施設の長に事故があったり、欠けた場合等も同様に職務を代理すべき者が不在者投票管理者となりますので御留意ください。）。

【参考Q & A②】

Q. 院長が選挙に立候補したので、院長の職務代理者を不在者投票管理者としていますが、たまたま同じ期間中に行われる他の選挙について、この院長を不在者投票管理者とし、不在者投票を行うことはできますか。

A. 不在者投票管理者となることができないのは、自分が立候補した選挙だけではなく、候補者としての身分を有している期間に行われる全ての選挙についてです。従いまして、院長の職務代理者を不在者投票管理者にしてください。

3 指定施設で不在者投票をできる選挙人は

指定施設で不在者投票をできる人は、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。

- ① 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- ② 選挙人名簿に登録されていること。
- ③ 指定施設に入院又は入所中であること（通所のデイケアサービスを受けているだけでは入院又は入所中といえませんが、その施設において不在者投票をすることはできません。）。
- ④ 上記①～③の条件を備えている者で、次の事項のいずれか1つに該当すると見込まれること。

ア 歩行は可能であるが、入院又は入所している指定施設が、入所者が属する投票区の区域外にあること。

イ 選挙の当日、疾病・負傷・妊娠等によって、歩行が困難であると予想されること。

- ◎ 不在者投票は、選挙人が選挙の当日に投票所で投票できない状況にあると予想される場合に認められる投票方法ですので、指定施設で不在者投票をするために投票用紙等の交付を受けたものの、不在者投票をする前に退院又は退所したような場合は、選挙人は原則として選挙の当日、投票所へ行って投票することになります。その場合は、既に不在者投票のために交付された投票用紙等を返還しなければなりません。

したがって、このようなケースが生じた場合は、選挙人に対し、選挙の当日までに交付を受けた市区町村選挙管理委員会に、投票用紙等を返還するか、又は選挙の当日においては投票所の投票管理者に投票用紙等を返還し、投票所で改めて投票用紙の交付を受けた上で投票するように御案内ください。

なお、投票を行わない場合も、その投票用紙等を、交付を受けた市区町村選挙管理委員会に返還しなければなりませんので、その旨もあわせて、御案内ください。

【参考Q&A③】

Q. 指定施設で働いているのですが、入院(入所)者と同様にその施設で不在者投票をすることはできますか。

A. 指定施設で不在者投票ができる人は、その施設に入院又は入所している方に限られますので、当該施設の職員をはじめ、付添人や看護人等も、その施設において不在者投票を行うことはできません。

4 不在者投票のできる選挙の種類は

(1) 不在者投票のできる選挙（各種投票を含む。）は、次のとおりです。

- ① 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙（補欠選挙・再選挙を含む。以下②・③の選挙も同じ。）
- ② 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙
- ③ 大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第1項の規定による特別区の設置についての投票
- ④ 最高裁判所裁判官国民審査
- ⑤ 日本国憲法第95条の規定による一の地方公共団体のみに適用される特別法制定の投票
- ⑥ 日本国憲法第96条の規定による日本国憲法の改正についての国民投票
- ⑦ 地方自治法第76条第3項の規定による地方公共団体の議会の解散請求に伴う投票
- ⑧ 地方自治法第80条第3項、同法第81条第2項の規定による地方公共団体の議会の議員、長の解職請求に伴う投票

(2) この手引は、主として(1) ①及び②の選挙の不在者投票の手続について記載しています。

(3) (1) ③の選挙又は投票については、大都市地域における特別区の設置に関する法律により公職選挙法の不在者投票に関する規定の大部分が準用されていますので、その手続においては(1) ①及び②の選挙の場合とほぼ同様ですが、都道府県の議会の議員及び長の選挙権のように同一の都道府県内で住所を移転した場合の選挙権の特例（P.8 ③「知事及び府議会議員選挙の場合にご留意いただく事項」参照）は適用されません。

(4) (1) ④～⑧の投票についても、(1) ①及び②の選挙とほぼ同様の手続で不在者投票ができます。

5 不在者投票管理者の主な仕事は

（不在者投票管理者に行っていただく事務は次のとおりですが、それぞれの詳しい内容については、項を改めて説明します。）

- (1) 入院又は入所中の選挙人の依頼によって、その選挙人に代わって、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村の選挙管理委員会（以下「名簿登録地の市区町村選挙管理委員会」という。）の委員長に対して、不在者投票の投票用紙及び封筒の交付請求をすること。
- (2) 上記選挙管理委員会の委員長から交付された投票用紙等を選挙人に渡し、投票立会人の立会いの下で不在者投票を行わせること。
- (3) 不在者投票を執行後、名簿登録地の市区町村選挙管理委員会（投票用紙等の交付の請求をした選挙管理委員会）に投票用紙等を送付すること。

6 留意していただくこと

- (1) 選挙人本人に代わって不在者投票の投票用紙等を請求いただく場合は、必ず本人に請求するか否かの意思確認をお願いします。
- (2) 施設内の投票記載場所の設置にあたっては、投票の秘密が守られるように特段の配慮をお願いします。なお、重病者等の歩行困難な方については、病室等で投票することも可能ですが、この場合においても投票の秘密が確保できるように配慮願います。

- (3) 代理投票（P.16②「代理投票による方法」参照）は、本人の意思により行うものであることに御留意いただくとともに、代理投票を行う際には、その投票を補助する者を、投票事務従事者から2名選任し、1名が本人の意思を確認して投票用紙に記載し、もう1名がその内容を確認しなければなりませんので、手続に遺漏のないようにお願いします。
- (4) 投票は、選挙人の自由な意思に基づき適正に行われるべきものでありますので、不在者投票管理者が業務上の地位を利用して入院又は入所している方に対して選挙運動をすることや、不在者投票事務に従事する者が投票に際し干渉することは罰則をもって禁止されていますので、このようなことのないようにお願いします。

〔参 考〕

選挙権と選挙人名簿の登録との関係について

- (1) 選挙権の要件は、下記の積極的要件を具備していることを要するとともに、欠格事由（消極的要件）に該当していないことが必要です。

積極的要件：国会議員の選挙については、年齢満**18**年以上の日本国民であること。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙については、年齢満**18**年以上の日本国民で、原則として引き続き3箇月以上同一市町村に住んでいること。

消極的要件：禁錮以上の刑（執行猶予中の者を除く。）に処せられその執行が終わっていないことや、選挙犯罪等により刑に処せられ選挙権を停止させられていること（欠格事由）。

- (2) 各選挙において選挙人が実際に選挙権を行使するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

選挙人名簿とは、選挙権のある者をあらかじめ登録しておいて、投票を円滑に行うとともに、投票の際、これと照合することによって二重投票の防止など選挙の公正を図ることを目的に市区町村選挙管理委員会が調製する名簿のことです。

選挙権があっても選挙人名簿に名前が載っていなければ、その者は投票することはできません。

この名簿の登録は、日本国民で新たに年齢満**18**年に達した者（下記②の選挙時登録の場合は選挙期日に年齢満**18**年に達する者）、あるいは既に選挙権のある者で、その市町村の住民基本台帳に引き続き3箇月以上記録されている者（※）について市区町村選挙管理委員会が次の時期に行います。

① 毎年3月、6月、9月、**12**月の1日現在（基準日）で調査し、それぞれの月の同日（登録日）に登録する（定時登録）。

② 選挙の都度、基準日及び登録日を定め、この基準日で調査し、登録日に登録する（選挙時登録）。

（※）当該市町村の区域内から住所を移した年齢満**18**年以上の日本国民のうち、選挙人名簿に登録されている市区町村の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上住民基本台帳に記録された者であって、選挙人名簿に登録されている市区町村の区域内に住所を有しなくなった日後、4箇月を経過しない者についても登録されます。

(3) 一度調製された選挙人名簿は永久に据え置かれますので、選挙人は一度名簿に登録されま
すと抹消されない限り、その登録は永久に有効です。

ただし、他の市町村へ住所を移した場合は、住所を移した日後4箇月を経過した時点でそ
の市区町村の選挙人名簿から抹消されます。

なお、他の市町村へ住所を移した場合、市町村選挙では直ちに選挙権が喪失するため投票
することはできませんが、国の選挙や府の選挙においては、従前の住所地で現に選挙人名簿
に登録されている住所地（以下「従前の住所地」という。）の選挙人名簿から抹消されるまで
の間は、従前の住所地の市町村において選挙権を行使することができます。

ただし、府の選挙においては、この場合であっても投票するには、一定の条件と手続が必要
となりますので、後述のP.8③「知事及び府議会議員選挙の場合にご留意いただく事項」を
必ず御確認ください。

また、これらのことについて、事務処理上不明な点がありましたら、最寄りの市区町村選
挙管理委員会へお問合せください。

II 不在者投票管理事務について

（実際に不在者投票管理者の方に事務を行っていただく上での事務処理の要領及び御留意いただ
きたい点を中心に記載しています。）

不在者投票管理事務の処理を行っていただくに当たり、以下の投票用紙等の交付請求から投票
の送致までの経過を明確にするために、事務処理簿(様式7 P.32、33)を備え付け、その事務処
理の都度、必要事項を記入してください。

※後述の投票の送致の際には、この事務処理簿の写しを同封していただくこととなります。(P.17
「4 不在者投票の送り方は」参照)

1 投票用紙等の交付請求は

投票用紙等の交付請求は、選挙人が自ら請求する方法と、当該指定施設に入院又は入所中の
選挙人の依頼により選挙人に代わって指定施設の長（不在者投票管理者）が一括して請求する
方法の2通りがあります。

いずれの場合においても、投票用紙等の交付請求は、選挙期日の前日までに各名簿登録地の
市区町村選挙管理委員会（政令指定都市の場合は、区の選挙管理委員会。以下同じ。）の委員長
に対して、直接又は郵便等（FAX不可）をもって行うこととなります。なお、選挙人が自ら
請求する場合は、公的個人認証サービス等を利用したオンライン請求が可能な場合があります。
この方法による請求につきましては、名簿登録地の市区町村選挙管理委員会にご確認ください。

また、選挙期日の公示（告示）日前においても交付請求を行うことができますが、この場合、
市区町村選挙管理委員会から投票用紙等が交付されるのは選挙期日の公示（告示）日の翌日（郵
便等をもって発送する場合は、公示（告示）日前において市区町村選挙管理委員会が定める日）
以後となります。

【参考Q & A④】

Q. 投票用紙等の交付請求は、いつまでできるのですか。

A. 選挙期日の前日までできます。

しかし、指定施設での投票を終えた投票用紙等は、不在者投票管理者からそれぞれの市区町村選挙管理委員会に送付していただくことになりますが、市区町村選挙管理委員会は送られてきた投票用紙等を選挙当日に投票所が閉鎖されるまでに各投票管理者（投票所）の手元に届けなければなりません。

したがって、交付請求をされる場合には、投票管理者に届けるために必要な時間等を考慮し、なるべく早い時期に行われるようお願いします。

(1) 指定施設の長（不在者投票管理者）が代理請求する方法

① 指定施設の長は、入院又は入所中の選挙人から依頼があった場合は、その選挙人に代わって文書(様式1-1及び1-2 P.23、24)によって各名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等の交付請求をしてください。

一度、交付請求した後において、新たに別の選挙人から依頼があった場合はその都度交付請求してください。

なお、選挙人から点字で投票する旨の申し出があった場合は、その選挙人には点字投票用の投票用紙を交付する必要がありますので、必ずその旨を備考欄に付記してください。

② 指定施設に入院又は入所中の船員から依頼があった場合は、投票用紙等を請求する際に、その船員が所持する「選挙人名簿登録証明書」(様式2 P.25)を当該市区町村選挙管理委員会にあわせて提示し、必要事項の記載を受けなければなりませんので御注意ください。

③ 知事及び府議会議員選挙の場合にご留意いただく事項

前述のⅠの6〔参考〕(3)【P.7参照】のとおり、他の市町村へ住所を移した場合であっても、国の選挙や府の選挙においては従前の住所地の選挙人名簿から抹消されるまでの間は、従前の住所地の市町村で選挙権を行使できますが、知事及び府議会議員選挙の場合、投票するには一定の条件と手続が必要です。

選挙人が大阪府内のA市からB市へ住所を移した場合や、選挙人が大阪府内のA市からB市、更にC市に住所を移した場合において、A市の選挙人名簿から抹消されていない選挙人は、B市やC市の選挙人名簿に登録されていなくても知事及び府議会議員選挙の選挙権を有します。(同一都道府県内であれば、異動回数は、問わない。)

また、この選挙人が投票用紙等を交付請求する場合は、「引き続き大阪府内に住所を有することの証明書」を提示し、又は引き続き大阪府の区域内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

この証明書(様式3 P.26)は市町村長(全国どこの市町村でも)が発行しますので、これに該当する選挙人から申し出があった場合は、その選挙人に対し、この証明書を事前に取り寄せておくよう依頼してください。

また、選挙人に代わって不在者投票指定施設の長が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けようとする場合には、請求者名簿(様式1-2 P.24)の備考欄の「引続居住」を○で囲み、当該確認の申請を行ってください。

したがって、指定施設に入院又は入所中の方でA市の選挙人名簿に登録されているが、現在はA市からB市に住所を移している選挙人から不在者投票の申し出があった場合は、A市の選挙管理委員会委員長に対して、この選挙人が取り寄せた「引き続き大阪府内に住所を有することの証明書」を添付するか、又は確認の申請を合わせて、投票用紙等を請求することとなります。

- ④ 衆議院議員総選挙、参議院議員通常選挙、最高裁判所裁判官国民審査の場合においては、他の市町村(府内外及び異動回数は問わない。)へ住所を移した場合であっても、従前の住所地の選挙人名簿から登録が抹消されるまでの間は、従前の住所地の市町村において投票ができます。この場合、③で説明したような証明書の添付や確認の申請は必要ありませんが、このような選挙人からの不在者投票の申し出に対しては、投票用紙等を請求する前に従前の住所地の市区町村選挙管理委員会に対してこの選挙人が選挙人名簿から抹消されていないことを確認した上で交付請求してください。(他の市町村に住所を移転した選挙人は、住所移転後4箇月経過した時点で選挙人名簿から抹消されます。)

【参考Q&A⑤】

Q. 府内A市から府内B市に住所を移し、B市で選挙人名簿に登録されました。

A市から住所移転後、4箇月を経過していないのでA市の選挙人名簿にも登録されていると思います。

このような場合、投票用紙等の請求は、A市、B市いずれの選挙管理委員会にするのですか。

A. B市の選挙管理委員会に請求してください。

A市の選挙人名簿に登録されている場合でも、B市で選挙人名簿に登録されたことによりA市では投票できません。

【参考Q&A⑥】

Q. 市長選挙と同時に市議会議員選挙が行われています。この場合、投票用紙等の交付請求は市長選挙だけを行えば、市議会議員選挙の投票用紙等も併せて交付してもらえるのですか。

A. 市長選挙と市議会議員選挙は別々の選挙であり、交付する投票用紙等も異なりますので、投票用紙等の交付請求書には、それぞれの選挙の種類が特定できるように、「〇〇市長及び同市議会議員選挙」、「衆議院小選挙区及び比例代表選挙」等と記載してください。

(2) 選挙人が自ら交付請求する方法(本人請求)

指定施設に入院又は入所中の選挙人は、自ら不在者投票用投票用紙等の交付請求をすることもできますが、この場合には、法令で定められた不在者投票事由に該当すると見込まれる旨の申出及びそれが真実に相違ない旨の宣誓書・請求書(様式4 P.27)をその名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に提出し、あわせて投票しようとする指定施設の名称を申し出る必要があります。

また、点字で投票しようとする場合には、その旨もあわせて申し出る必要があります。

なお、その選挙人が前記(1)の③に該当する場合は、「引き続き大阪府内に住所を有する

ことの証明書」を提示し、又は引き続き大阪府の区域内に住所を有することの確認を受ける必要があります。

【参考Q&A⑦】

Q. 運転免許証や保険証などは、「引き続き大阪府内に住所を有することの証明書」の代わりになりますか。

A. これらの書類は「引き続き大阪府内に住所を有することの証明書」の代わりにはなりません。

この証明書の代わりとしては、転入先の市区町村長が発行した住民票の写し（発行された住民票をコピーしたものは、不可。）があります。

2 投票用紙及び不在者投票用封筒の受領は

先に説明しました手順により、投票用紙等を交付請求しましたら、各名簿登録地の市区町村選挙管理委員会から次のものが交付されます。

○投票用紙（「点字投票」として請求した場合は、投票用紙に「点字投票」と印刷されているものであるかどうかを確認してください。）

○不在者投票用封筒（外封筒と内封筒の2種類）（様式5 P.28、29）

なお、選挙人が自ら請求した場合には、上記の書類の他に「不在者投票証明書在中の封筒」（様式6-1及び6-2 P.30、31）がその選挙人に交付されます。この封筒を投票前に選挙人が開封した場合、同封されている証明書は無効となり、選挙人は投票できなくなりますので、開封は選挙人が投票するときに不在者投票管理者である指定施設の長が行ってください。

【参考Q&A⑧】

Q. 知事選挙などのように府域全域を1つの区域として行われる選挙では、各選挙管理委員会から交付される投票用紙等は全て同じように思われます。

不在者投票を行う入所者にどの選挙管理委員会から交付された投票用紙等であるかを気にしないで渡してもかまいません。

A. 各選挙管理委員会が投票用紙等を交付する際に、どの選挙人が投票したかどうかを確認できるように、選挙人名簿登録番号等を投票用外封筒に記載している場合があります。

したがって、不在者投票管理者から選挙人に投票用紙等を渡すときには、その選挙人が属する市区町村選挙管理委員会から交付されたものを渡してください。

3 投票の方法は

（1）いつ投票を行わせるか

指定施設で行う不在者投票は、指定施設の長（不在者投票管理者）の下で公示（告示）日の翌日から選挙の期日の前日までの間に行ってください。

この期間中においては、土曜・日曜及び祝日を問わず午前8時30分から午後5時までの間、選挙人から不在者投票の申出があれば、これを拒むことはできません。事務処理上、施設内

において特定の日を投票日として定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に選挙人から投票の申出があった場合にこれを拒否することはできません。また、前記の期間及び時間以外の時間帯に投票させることもできませんので御注意ください。

なお、P.9の【参考Q&A④】のとおり、投票を終えた投票用紙は、各選挙管理委員会の委員長を経由して、選挙当日に投票所が閉鎖される時刻までに投票管理者に届かなければ無効となりますので、郵送等に要する時間等を考慮してできるだけ早い時期に投票を行い、交付元の選挙管理委員会に返送するようにしてください。

【参考Q&A⑨】

Q. 不在者投票は午後8時までできると聞きました。当院では夕方までは他の業務で忙しいので、不在者投票を行う時間を午後5時以降に設定していいですか。

A. 不在者投票を午後8時まで行えるのは、選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票場所（市・区役所、町村役場等）に限られますので、指定施設における不在者投票については、午前8時³⁰分から午後5時までの間で行わなければなりません。

（２）投票のための設備は

指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票を記載する場所を設けなければなりません。この場所の設置に当たっては、次の点に御留意ください。

- ① 投票を記載する場所には、机等を置き、黒色鉛筆、のり（封筒貼付用）を備えるほか、点字投票の必要があるときは、点字器等を備えておいてください。
- ② 他人が選挙人の投票を見ることができないよう、投票の秘密保持に御留意いただくとともに、投票用紙の交換その他の不正が行われることのないよう相当の設備を準備してください。
- ③ 投票記載場所に立候補者の氏名等が記載されているようなポスターその他の文書が掲示されているようなときは、これを取り外してください。
- ④ 一般の投票所や選挙管理委員会の委員長が管理する不在者投票記載場所（市・区役所、町村役場等）においては、公職選挙法の規定により候補者等の氏名等（衆議院比例代表選出議員選挙にあつては名簿届出政党等の名称又は略称。参議院比例代表選出議員選挙にあつては参議院名簿登載者1人の氏名（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者にあつては、氏名及び当選人となるべき順位）又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称。以下同じ。）を掲示していますが、不在者投票指定施設における不在者投票にはそのような制度は認められていませんので、投票記載場所に候補者の氏名一覧や、選挙公報等を掲げることはできません。

これらの文書図画を投票記載場所へ掲示することは、選挙の自由公正を害し、選挙人の行った投票が無効となり得ますので、特に御注意ください。

なお、選挙人から候補者等について知りたい旨の要請があつた場合に、投票記載場所以外の場所で、選挙公報や新聞等を見てもらうことは差し支えありません。

【参考Q & A⑩】

Q. 選挙人から候補者等について知りたいといった申出があったのですが、まだ選挙公報が届いていません。新聞などをもとに施設で候補者等の一覧表を作成し、これを見ていただくこととしてもいいですか。

A. 選挙公報が届く前に投票を行う場合は、候補者の情報が掲載された新聞を提供するか、もしくはその選挙を管理する選挙管理委員会から候補者名等の告示の写しを入手し、これを提供するなどの方法により対応してください。

また、選挙管理委員会のホームページに候補者情報や選挙公報を掲載している場合もありますので、併せて御確認ください。

指定施設において、独自に候補者等の一覧表をつくることは、内容に誤りがあった場合、選挙の自由公正を害することになりますので差し控えてください。

(3) 立会人の選任は

① 立会人の選任

不在者投票を行う際には、指定施設の長（不在者投票管理者）は選挙権を有する者を最低1人選任し、不在者投票に立ち会わせなければなりません。この立会人は、選挙権を有している者の中から選任することになりますが、住所要件などその不在者投票が行われる選挙の選挙権を全て具備している必要はありません。

なお、立会人が立ち会わないで行われた不在者投票は無効となります。

以下、外部立会人に係る事務の流れについて、説明します。

② 公正確保等（外部立会人の選任）

指定施設の長（不在者投票管理者）は、市区町村選挙管理委員会が選定した者（外部立会人）を投票に立ち会わせるなど、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています。

そこで、不在者投票の公正な実施の確保のため、次の＜1＞又は＜2＞の取組みのいずれかを行うことについて検討をお願いします。

なお、下記いずれの方法によるかは、市区町村選挙管理委員会によって取扱いが異なりますので、各施設の所在地の市区町村選挙管理委員会に御相談ください。

＜1＞市区町村選挙管理委員会が選定した者の中から、不在者投票管理者が外部立会人を選任する方法

＜2＞市区町村選挙管理委員会が市町村の公務員として個別に任命した外部立会人を、不在者投票管理者が立ち会わせる方法

A 外部立会人の選任の流れ

上記＜1＞で、市区町村選挙管理委員会が選定した者を外部立会人として選任する場合は、次の手順が考えられます。

ア 外部立会人を立ち会わせたい旨と、不在者投票の実施を希望する日時を、各施設の所在地の市区町村選挙管理委員会に申し出てください。（様式8 P.34）

イ 市区町村選挙管理委員会が外部立会人候補者名簿等の中から選定又は任命し、外部立

会人候補者と施設双方の日時等を調整します。

ウ 市区町村選挙管理委員会が、決定した日時、外部立会人候補者の氏名、その連絡先等を、不在者投票管理者に通知します。

エ 市区町村選挙管理委員会から外部立会人候補者へも同様に通知します。

オ 指定施設から外部立会人本人に対し、立会人選任書を送付してください。(様式9 P. 35)

この際、立会いを行う施設の場所の詳細や、集合場所なども外部立会人に連絡してください。

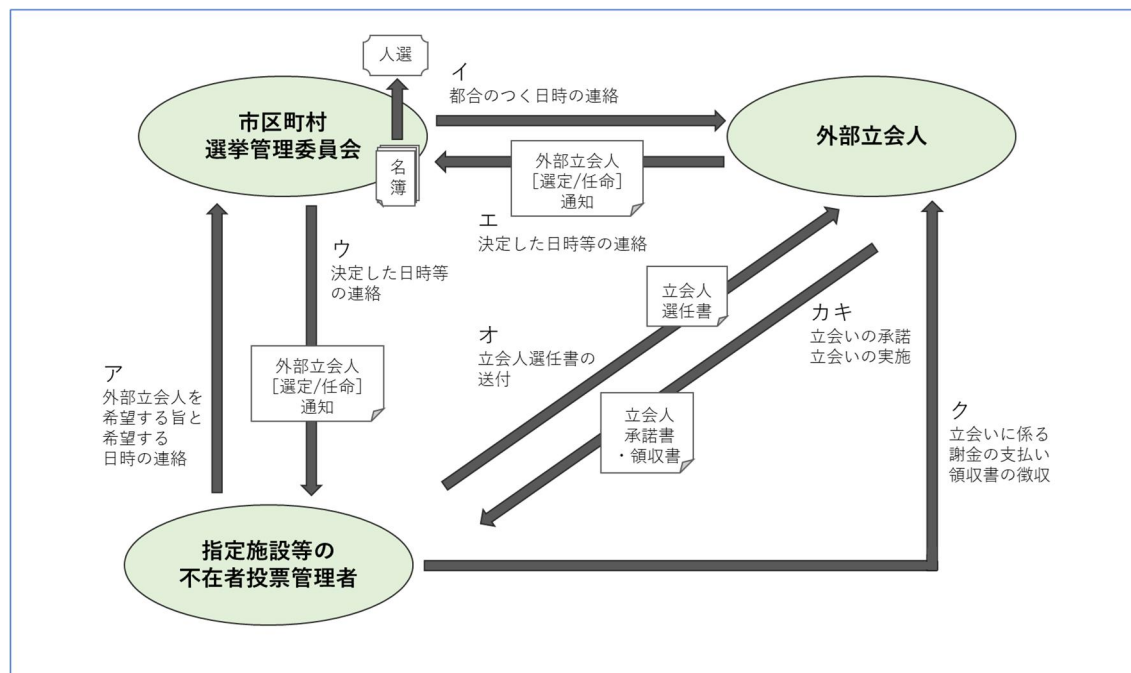
カ 外部立会人から承諾書を提出してもらってください。(様式10 P. 36)

キ 不在者投票の当日、外部立会人が立ち会います。

ク 上記<1>の場合、立ち会った時間(従事時間)に応じ外部立会人に対して謝金を支払ってください。

この際、領収書を徴収してください。(様式10 P. 36)

【外部立会人選任のフロー図】



B 外部立会人に対する謝金等の支払い

市区町村選挙管理委員会が選定した外部立会人には、謝金を支払うことになります。支払い方法は、上記<1>と<2>で異なります。

<上記<1>の方法による場合>

指定施設の長(不在者投票管理者)が外部立会人を選任しますので、指定施設から外部立会人に対し、実際に従事した時間に応じて謝金を支払ってください。

当該謝金については、後日、当該選挙を管理執行する選挙管理委員会が属する地方公共団体の長へ御請求ください。

外部立会人に対する謝金の支払いの詳細は、P.19 「◆外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費」を参照してください。

＜上記＜２＞の方法による場合＞

当該選挙を管理執行する選挙管理委員会が属する地方公共団体の長が外部立会人に直接報酬を支払いますので、指定施設の長（不在者投票管理者）から謝金をお支払いいただく必要はありません。

ただし、この場合、市区町村選挙管理委員会に対して実績報告書（様式**11** P. **37**）を提出してください。

【参考Q & A⑪】

Q. 不在者投票管理者が立会人を兼務することはできますか。

A. 不在者投票管理者が兼務することも、不在者投票事務に従事する者や後ほど説明する代理投票の補助者がこの立会人を兼務することもできません。

【参考Q & A⑫】

Q. 同一敷地内の複数の指定施設が同時に（同じ場所で）不在者投票を行う場合、それぞれの不在者投票管理者が別々に外部立会人の選定を依頼しなければならないのですか。

A. いずれか１つの指定施設の不在者投票管理者が代表して市区町村選挙管理委員会へ外部立会人の選定依頼を行ってください。

その上で、もう一方の施設の不在者投票管理者は、選定された当該立会人を不在者投票の立会人として、選任してください。（この場合、選挙管理委員会に対し経費請求できるのは、１つの施設のみです。）

（４）不在者投票を行わせる前にしなければならないことは

① 投票用紙等の点検

指定施設の長（不在者投票管理者）はまず選挙人に投票用紙及び投票用封筒を提示させ、所定のものであるかどうか、また、当該投票用紙等を請求し、交付を受けた選挙人であるかどうかを確認してください。

確認した結果、投票用紙に既に候補者等の氏名等が記載されている場合には、次の要領で処理してください。

ア 選挙人に対し、投票用紙の交付を受けた市区町村選挙管理委員会（名簿登録地の市区町村選挙管理委員会）の委員長に、記載済みの投票用紙を返還し、引き換えに新しい投票用紙を交付請求することを指導する。

イ 選挙人が当該選挙管理委員会から新しい投票用紙の交付を受けた後、改めて不在者投票を行わせる。

これは、投票用紙への候補者等の氏名等の記載が、必ず指定施設の長（不在者投票管理者）の管理する場所で行われなければならないためであり、これ以外の場所で記載されたものは全て違法となります。この取扱いは特に注意してください。

【参考Q & A⑬】

Q. 投票記載場所を設けず、事務職員が入院患者の各部屋をまわり、ベッドの上で投票してもらうことはできますか。

A. 指定施設において、原則として、ベッドの上で不在者投票をすることはできません。

ただし、選挙人が重病人で歩行困難な状態にある場合には、指定施設の長（不在者投票管理者）の下で立会人が立ち会って行う限り、ベッドの上で投票することは可能です。この場合には、投票の秘密保持や投票の取扱いに十分注意してください。

② 不在者投票証明書の点検（本人請求の場合のみ）

ア 選挙人本人が直接、名簿登録地の市区町村選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等の交付請求をした場合には、前記Ⅱの2【P.10参照】で説明したとおり投票用紙、不在者投票用封筒の他に不在者投票証明書が専用の封筒に厳封されて交付されます。

この不在者投票証明書は、投票用紙等を請求した選挙人が、不在者投票を行える本人かどうかを確認するための重要な書類であり、仮にこの証明書が入った封筒が開封されているときは、いかなる理由（例えば、選挙人が誤って開封してしまったなど。）があっても投票をさせることはできませんので、選挙人から提出された封筒が開封されていないか、また、開封した跡がないかどうかを点検してください。

イ 指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票証明書を開封し、証明書の記載内容により本人確認を行ってください。

なお、不在者投票証明書の中の「投票しようとする病院、老人ホームその他の施設の名称」欄に記載されている指定施設の名称と所在地が不在者投票を行おうとしている指定施設の名称や所在地と一致しない場合又は空白である場合であっても、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があると認められるときには投票させることができます。

この場合は、不在者投票証明書の余白にその理由等を記録しておいてください。

（5）投票を行わせるときの手続は

① 自書による方法

ア 投票の記載場所で選挙人に、投票用紙に候補者等の氏名等を自書させ、次に、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、更にそれを不在者投票用外封筒に入れて封をさせた上で、その外封筒の表面の「投票者」と印字のある下に、選挙人本人に署名させ提出させてください。

イ 選挙人が点字投票を行う場合には、アの順序とは異なり、内封筒に封をし、不在者投票用外封筒に入れる前に外封筒の表面に選挙人の氏名を点字で署名させてください。

これは内封筒を外封筒に封入した後で署名を行うと、投票用紙に記載された文字（点字）が損なわれることがあるためです。

【参考Q & A⑭】

Q. 投票用外封筒の「投票者」欄への選挙人氏名の記載はゴム印でもかまいませんか。

A. 投票用外封筒の「投票者」欄への選挙人氏名の記載は、代理投票の場合を除き、必ず選挙人本人の署名でなければなりません。

したがって、ゴム印が押印されているような場合は、選挙人自身に二重線で当該部分を抹消させ、改めて氏名を自署させてください。

なお、訂正箇所には訂正印を押印する必要はありません。

② 代理投票による方法

代理投票ができる選挙人とは、心身の障がいなどにより、また、文字を知らないなどにより自ら候補者等の氏名等を書くことができない選挙人に限られています。

ア 選挙人から代理投票をしたい旨の申し出があった場合は、指定施設の長（不在者投票管理者）は代理投票をする事由があるかどうかを判断し、事由があると認めるときは、立会人の意見を聞いた上で、不在者投票事務従事者のうちからその選挙人の投票を補助すべき者2名を定め（投票を補助する者を投票立会人に選任することはできません。）、投票記載場所において、その補助者のうちの1人に選挙人の指示する候補者等の氏名等を投票用紙に記載させ、他の1人を立ち会わせてください。

イ 投票用紙の記載をした補助者は、他の1人の立会いの下で、記載内容を選挙人に読み聞かせるなどにより確認させた後、投票用内封筒に投票用紙を入れ封をし、更に内封筒を外封筒に入れて封をした後、外封筒の表面の「投票者」と印字のある下に、選挙人の氏名を記載した上で指定施設の長（不在者投票管理者）に提出してください。

この場合にあっては、その投票を補助した代理記載人の氏名は、書く必要はありません。

ウ 選挙人から代理投票をしたい旨の申し出があった場合でも、指定施設の長（不在者投票管理者）は、代理投票をする事由（身体に障がいがある、文字を知らない等）がないと認めたときは、立会人の意見を聞いて、この代理投票を拒否することができます。

ただし、選挙人がこの拒否の決定に不服がある場合や、指定施設の長（不在者投票管理者）が代理投票をさせると決定したことについて、立会人に異議がある場合には、その選挙人に対しては仮に代理投票をさせることとなります。

これを「代理投票の仮投票」といいます。

なお、代理投票の仮投票については、投票の記載を補助した代理記載人に投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載することと併せて、その代理記載人本人の氏名を「代理記載人 ○○○○」と記載させる必要がありますので御注意ください。

4 不在者投票の送り方は

指定施設の長（不在者投票管理者）は、投票を終えた不在者投票を、次の要領により、直ちにその名簿登録地の市区町村選挙管理委員会（投票用紙等を交付請求し、交付のあった選挙管理委員会）の委員長に直接又は郵便等で送付してください。

- （１）選挙人（代理投票の場合は、代理記載人）から投票の提出を受けたときは、指定施設の長（不在者投票管理者）は、不在者投票用外封筒の裏面に投票年月日、投票場所（（例）〇〇病院〇階会議室）を記載し、不在者投票管理者の欄に職名及び氏名（（例）〇〇病院長〇〇〇〇）を記載し、更に立会人の欄に立会人の署名をさせてください。

これらの記載に関しては、立会人の欄を除き、ゴム印等により記入していただいて結構ですが、立会人の欄については必ず立会人自身が署名しなければなりませんので御注意ください。

- （２）（１）の処理が終わった外封筒を同一の市区町村の選挙管理委員会ごとに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」と表示した上、裏面に記名（施設の名称及び不在者投票管理者の氏名等）押印をしてそれぞれの選挙管理委員会宛に速やかに送付してください。

- （３）送付の際には、以下の書類も同封してください。

- ・不在者投票事務処理簿（様式 7 P.32、33）の写し（１部）・・・P.7で前述
- ・不在者投票証明書・・・選挙人が自ら投票用紙等を交付請求し、施設において不在者投票を行った場合のみ
- ・投票が行われなかった投票用紙・投票用封筒
 - ・・・投票用紙等の交付を請求したが、実際には投票が行われなかった場合のみ（破棄しないでください。）

5 所要経費の請求は

◆不在者投票の事務に要する経費

(1) 指定施設で不在者投票の事務を行っていただく場合、投票用紙等の請求や投票後の投票用紙の送付など経費が必要になりますので、これらに要する経費として施設からの請求に基づき、不在者投票を完了した選挙人1人につき**1,236円**を支払うこととなっています。

この経費の支払い対象は、「不在者投票を完了した選挙人」となっているため、投票用紙等を交付されていても選挙人が投票しなかった場合には、支払いの対象となりませんので御注意ください。

(2) 所要経費の請求先は、下記のとおり選挙の種類によって異なりますので御注意ください。請求の方法については、選挙の種類ごとに下記請求書送付先宛お問い合わせください。

なお、大阪府に請求いただく場合は事前に大阪府選挙管理委員会から送付します「不在者投票管理経費請求書」(様式**13** P.**39～41**)によって、選挙の期日後速やかに大阪府知事(送付先は大阪府選挙管理委員会事務局)宛御請求ください。

(選挙の種類と所要経費の請求先)

選挙の種類	請求先	請求書の送付先
衆議院議員総選挙(※1) 参議院議員通常選挙(※1) 国会議員の補欠選挙(大阪府内で行われるものに限る。) 大阪府知事選挙 大阪府議会議員選挙	大阪府知事	〒540-8570 (郵便番号のみ、住所不要) 大阪府選挙管理委員会事務局
国会議員の補欠選挙(他の都道府県で行われるものに限る。) 他の都道府県の知事、議会議員選挙	当該都道府県知事	各都道府県 選挙管理委員会事務局 (P.56参照)
市町村長選挙(※2) 市町村議会議員選挙(※2)	当該市町村長	各市町村 選挙管理委員会事務局 (大阪府内P.54、55参照)

(請求先についての注意事項)

(※1) 衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙については大阪府以外の都道府県の選挙人名簿に登録されている選挙人の不在者投票であっても、大阪府が経費をお支払いしますので、他の都道府県の選挙人の分も併せて大阪府知事(送付先は大阪府選挙管理委員会事務局)宛に御請求ください。

(※2) 大阪府知事選挙又は府議会議員選挙と同日に執行する市町村長選挙又は市町村議会議員選挙があり、これらの選挙の不在者投票を同時に行った場合は、選挙人1人に対して大阪府から一括して経費をお支払いしますので、大阪府知事(送付先は大阪府選挙管理委員会事務局)宛御請求ください。(なお、選挙人が複数の選挙に投票しても、請求できるのは1人につき**1,236円**です。)

◆外部立会人を投票に立ち会わせるために要する経費

- (1) 指定施設の長（不在者投票管理者）が市区町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を選任し、投票に立ち会わせた場合（P.13「②公正確保等（外部立会人の選任）、＜1＞」）は、指定施設の長（不在者投票管理者）から外部立会人に対し、謝金を支払う必要があります。
- (2) 謝金額は、1人1日**12,400円（8.5時間分）**が基準（上限）とされていますが、1日のうちの一部の時間について従事した場合には、従事時間数に応じた額となります。

$$\text{具体的には、12,400円} \times \frac{\text{実際の従事時間}}{\text{8.5時間}} = \text{謝金額}$$

（1円未満の端数は四捨五入）
※大阪府への請求の場合

なお、1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

また、1回当たりの従事時間が7時間を超えて**8.5時間**以下の場合、**8.5時間**としてください。

1日当たりの従事時間に応じた外部立会人の謝金額は、次のとおりとなります。

1回当たりの従事時間	謝金額
1時間（1時間以内の場合）	1,459 円
2時間（1時間を超え、2時間以内の場合）	2,918 円
3時間（2時間を超え、3時間以内の場合）	4,376 円
4時間（3時間を超え、4時間以内の場合）	5,835 円
5時間（4時間を超え、5時間以内の場合）	7,294 円
6時間（5時間を超え、6時間以内の場合）	8,753 円
7時間（6時間を超え、7時間以内の場合）	10,212 円
8.5時間（7時間を超える場合）	12,400 円

※総務省が示す算出方法により、各時間単価を設定（1円未満の端数は四捨五入）。

- (3) 指定施設の長（不在者投票管理者）が外部立会人に対して謝金を支払った場合、大阪府知事宛にその費用を請求することができます。
- (4) 請求の際は、次の書類が必要です。
- ・請求書（様式**14** P. 48、49）
※請求書は、「不在者投票の事務に要する経費」（投票者1人につき**1,236**円を請求するもの）とは別になります。
 - ・立会人に係る市区町村の選定通知の写し（様式**12** P. 38）
 - ・謝金領収書の写し（様式**10** P. 36）
- (5) 請求先は、原則として、P. 18（2）の表と同じです。

ただし、複数の選挙が同日に行われた場合は、謝金額を各選挙の投票者数に応じてあん分の上、それぞれの選挙を管理執行する選挙管理委員会が属する地方公共団体の長に請求する場合もあります。

【留意点】

請求できるのは、正規の手続により市区町村選挙管理委員会が選定した外部立会人に係る費用のみであり、指定施設が独自で選任した立会人に係る費用は請求できませんので、御注意ください。

Ⅲ 不在者投票指定施設における選挙運動について

不在者投票指定施設における選挙運動については、公職選挙法により一般の選挙運動に関する制限のほか、次のような制限がありますので、十分御留意ください。

- (1) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位（その者の日常の職務上有する影響力）を利用して選挙運動をすることが禁止されています。

また、不在者投票管理者が公務員である場合には、上記制限に加え、国家公務員法又は地方公務員法の規定に基づく政治的行為（選挙運動を含む。）の制限のほか、その地位を利用して選挙運動をすることは禁止されています。

- (2) 全ての選挙において、その選挙の期日の公示（告示）日から、選挙の当日までの間、国、地方公共団体が所有し、又は管理する建物（専ら職員の居住の用に供されているもの及び公営住宅を除く。）では、政党その他の政治活動を行う団体が、政治活動のためのポスターを掲示することやビラ等の文書図画（新聞紙及び雑誌を除く。）を頒布（郵便又は新聞折込みの方法による頒布を除く。）することは禁止されています。

- (3) 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員及び都道府県知事の選挙においては、選挙運動用ポスター（衆議院議員総選挙における候補者届出政党又は名簿届出政党等及び参議院比例代表選出議員選挙における名簿登載者（候補者）（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用するものを除く。）を公営ポスター掲示場以外の場所に掲示することは一切できないとされていますので、病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することはできません。

また、都道府県の議会議員選挙並びに市町村の議会議員及び長の選挙においても、条例により公営ポスター掲示場制度が導入されていますので、上記と同様に病院や施設の室内や廊下等に選挙運動用ポスターを掲示することは一切できません。

- (4) 衆議院議員総選挙では候補者届出政党又は名簿届出政党等が、また、参議院比例代表選出議員選挙では名簿登載者（候補者）（優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されている者を除く。）が使用する選挙運動用ポスターの掲示については、公営ポスター掲示場制度が導入されていないので、掲示箇所の管理者の同意のもと、自由に掲示することができますが、次のような場所への掲示は禁止されています。

① 国又は地方公共団体が所有し又は管理する不在者投票指定施設

② 上記①以外の指定施設の場合は、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所（歩行困難のため病院のベッドで不在者投票を行う場合にあっては、そのベッドの所在する病室）

- (5) 選挙の種類によっては、選挙期日の公示（告示）日からその選挙の当日までの間、一定の要件を具備する政党その他の政治団体が、政治活動用ポスター及び推薦演説会周知用ポスターを掲示することが認められていますが、この場合でもこれらポスターを前記（4）の①及び②の場所に掲示することが禁止されています。

- (6) 何人も病院、診療所その他の療養施設においては、いかなる名義であっても、選挙運動のための演説や連呼行為をすることが禁止されています。

したがって、施設内においては個人演説会、政党演説会、政党等演説会、政談演説会、推

薦演説会といった演説会は一切開催できません。

- (7) 何人も選挙に関し、投票を得若しくは得さしめ又は得さしめない目的をもって戸別訪問をすることが禁止されていますが、指定施設においても、各部屋（病室など）が構造上それぞれ独立しており、しかも入院患者（入所者）が相当期間継続して入院（入所）している場合にあって、社会通念に照らし、各部屋が入院患者（入所者）の居室に準ずる程度にまで達していると認められるときには、各部屋を訪問し、投票依頼をすることも戸別訪問の禁止行為に該当します。

また、どのような方法であっても、選挙運動のために、各部屋を戸別に特定の候補者の氏名等を言い歩く行為等も、戸別訪問に該当するものとみなされ禁止されています。

- (8) 何人も、選挙の期日（ただし、無投票の場合にあっては、その旨を選挙長が告示した日）後において、当選又は落選に関し、選挙人に挨拶をする目的をもって各部屋を戸別訪問することも禁止されています。
- (9) 選挙管理委員会のホームページに掲載されている候補者情報や選挙公報のページをプリントアウトして頒布することは、違法な文書図画の頒布に当たるおそれがあります。

IV 様式集

■投票関係

様式	名称
1－1	代理請求書
1－2	請求者名簿
2	選挙人名簿登録証明書（船員分）
3	引き続き大阪府内に住所を有することの証明書
4	不在者投票宣誓書・請求書
5	不在者投票用外封筒、内封筒
6－1	不在者投票証明書
6－2	不在者投票証明書用封筒
7	不在者投票事務処理簿

■外部立会人関係

様式	名称
8	外部立会人の選定について（依頼）〔指定施設→市区町村〕
9	立会人選任書〔指定施設→外部立会人〕
10	立会人承諾書・領収書〔外部立会人→指定施設〕
11	実績報告書〔指定施設→市区町村〕
12	選任／任命通知（指定施設宛）〔市区町村→指定施設〕

■経費請求関係

様式	名称
13	不在者投票管理経費請求書 ※不在者投票管理経費請求書記載例①～③
14	外部立会人経費請求書 ※外部立会人経費請求書記載例

請 求 書

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長 様

住所又は所在地	(千 ー)		
	(連絡先電話番号 ー ー)		
施設・船舶の名称			
(代理請求者) 不在者投票管理者 の職・氏名	職	名	氏 名
			代理人 ※不在者投票管理者の代理人で ある場合は○をしてください。

別紙の請求者名簿に記載の選挙人は、令和 年 月 日執行の選挙の当日、当 において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項(第51条第2項において準用する第50条第4項)の規定による依頼があったので、当該選挙人に代わって、投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び投票用封筒の交付を請求します。

※電子メールやFAXによる請求はできませんのでご注意ください。

※選挙の期日の公示又は告示の日前に請求する場合には、選挙の執行年月日を記載する必要はありませんが、当該請求に係る選挙を指定する文言を記載してください。

簿名者求請

(施設・船舶名)

(枚中の枚目)

枚目)

[illegible]

注意 点字により投票する旨の依頼があった場合は、備考欄に「点字」と記載してください。

選挙人名簿登録証明書

選挙人名簿に記載
されている住所

氏 名

上記の者は、選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和 年 月 日交付

大阪府 郡（市） （区） 町（村）

選挙管理委員会委員長

印

選 挙	選挙 期日	令第 53 条又は 第 54 条の規定 による投票用 紙の交付	令第 59 条の 6、第 59 条の 6 の 3 又は第 59 条の 6 の 4 の規定による 投票送信用紙の交付		不在者投票 用紙の返還	投票送信用紙 の返還	通常の 投 票
			船長に対す る交付	船員に対す る交付			

備考 1.この証明書の有効期限は、交付の日から 7 年とする。

2.船員でなくなった場合等、令第 18 条第 3 項に規定する場合に該当するに至ったときは、
この証明書を直ちに交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

証 明 書

住 所
氏 名

上記の者は、 年 月 日

大阪府 市（郡） 町（村） から

（大阪府 市（郡） 町（村） に住所を移し、
更 に 年 月 日 当 該 住 所 地 か ら ）

大阪府 市（区・町・村）の区域内に住所を移

し、引き続き住所を有する者であることを証明する。

令和 年 月 日

市（区）（町）（村）長

印

※ この証明書で投票できるのは、大阪府内の従前の住所地で選挙人名簿に登録されている者である。

不在者投票宣誓書・請求書

私は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、次のいずれかの事由に該当する見込みです。以下の記載が真実に相違ないことを宣誓し、あわせて不在者投票用紙等を請求します。

令和 年 月 日

ふりがな		生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日
氏 名						
現住所	(連絡先電話番号 - -)					
選挙人名簿に記載されている住所 (現住所と異なる場合のみ記載して下さい。)						
送 付 先 (上記、現住所以外の場所に滞在し、本市 区町村以外選挙管理委員会で投票する 場合のみ記入して下さい。)	(〒 -)					

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障がい等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

(これより下欄は、選挙管理委員会が記載します。)

投 票 区	名 簿 登 録 番 号	性 別	請 求 の 方 法			
	-	男・女	直接・郵便等		本人・代理	
交付の有無	交付の方法	交付の月日	取扱者印	不在者投票証明書交付の有無	選 挙 の 種 類	
有 ・ 無	直接・郵便等	月 日		有 ・ 無		
投 票 場 所	投票の月日又は投票用紙の送付・送致を受けた月日			同 左 時 刻	立 会 人 氏 名	
	月 日			午前・後 時 分		
	月 日			午前・後 時 分		
備考						

※電子メールやFAXによる請求はできませんのでご注意ください。

様式5 《不在者投票用外封筒、内封筒》

外 封 筒

令和○年○月○日 執行 選挙 不在者投票 (外封筒)			
印 投票者			
注意 1 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。 2 代理投票の仮投票をされる場合には、投票者欄の左側に代理記載人の氏名を書いてください。			
投票区		性別	男・女
名簿登録番号	—		

(表)

立会人	投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 不在者投票管理者(職氏名)
注意 立会人欄の氏名は必ず立会人自身が書いてください。	

(裏)

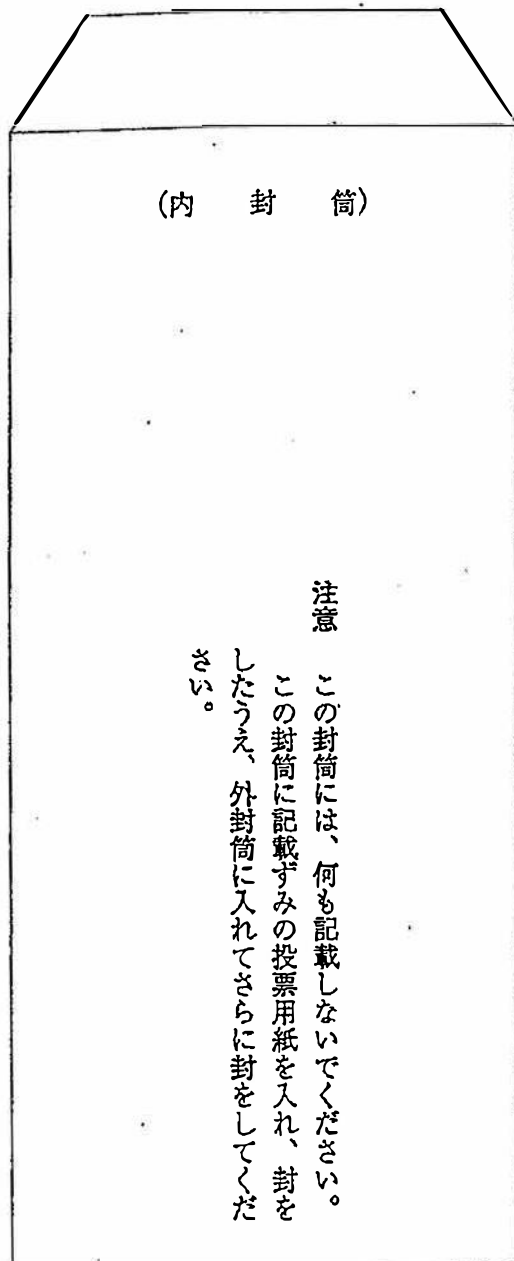
(注) 外封筒(表)に記載の注意2「代理投票の仮投票」については、P. 16を参照してください。

この「代理投票の仮投票」に該当する場合のみ、代理記載人の氏名を記載してください。

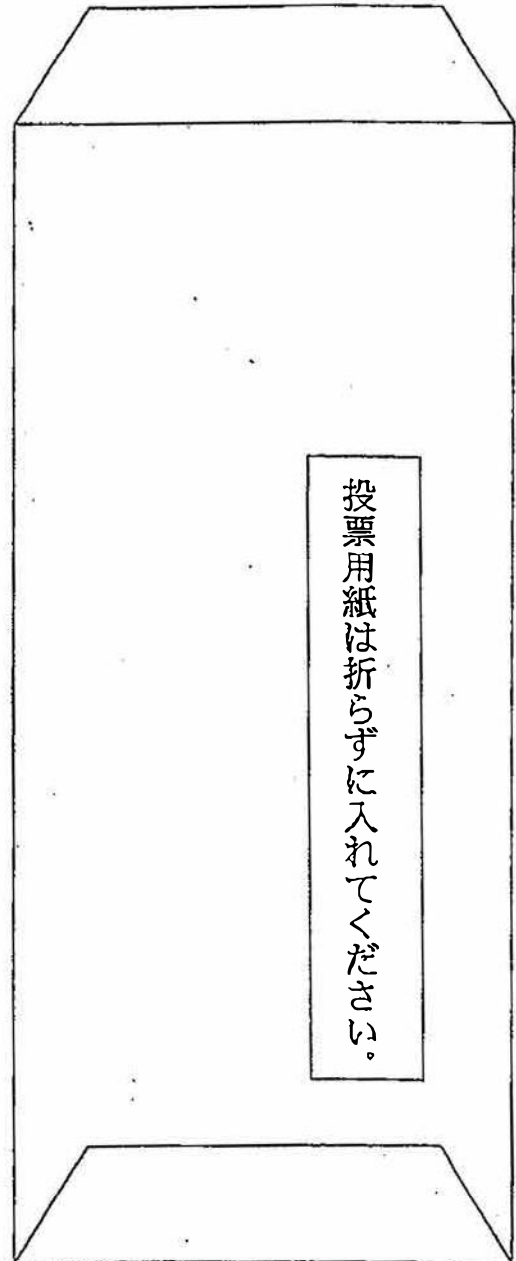
※都道府県・市区町村によって、規格等が異なる場合があります。

規則第11号様式

内 封 筒



(表)



(裏)

※都道府県・市区町村によって、規格等が異なる場合があります。

規則第11号様式

不在者投票証明書

選挙人の氏名			
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日 生	
投票をしようとする 病院、老人ホーム その他の施設の名称			
その他の事項			
選挙	令和	年 月 日 執行	選挙

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

選挙管理委員会委員長

印

不在者投票証明書

選挙人の氏名			
生 年 月 日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日 生	
投票をしようとする 病院、老人ホーム その他の施設の名称			
その他の事項			
選挙	令和	年 月 日 執行	選挙

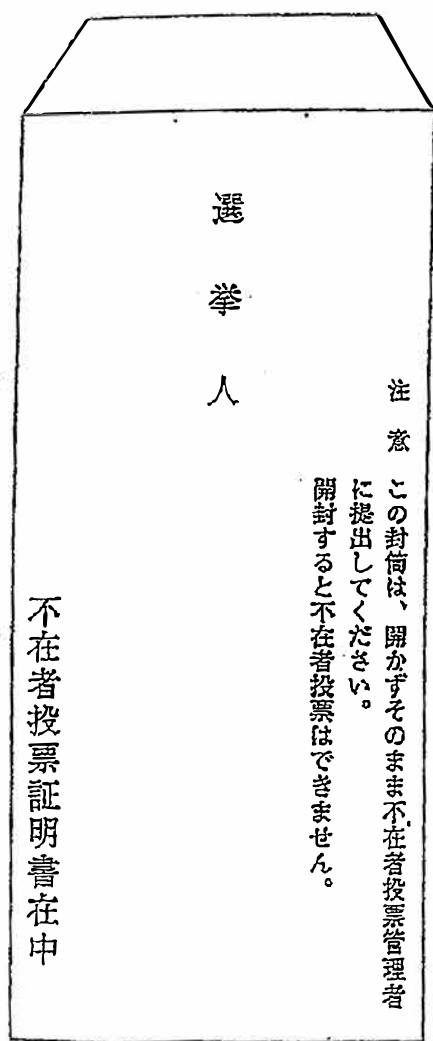
上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

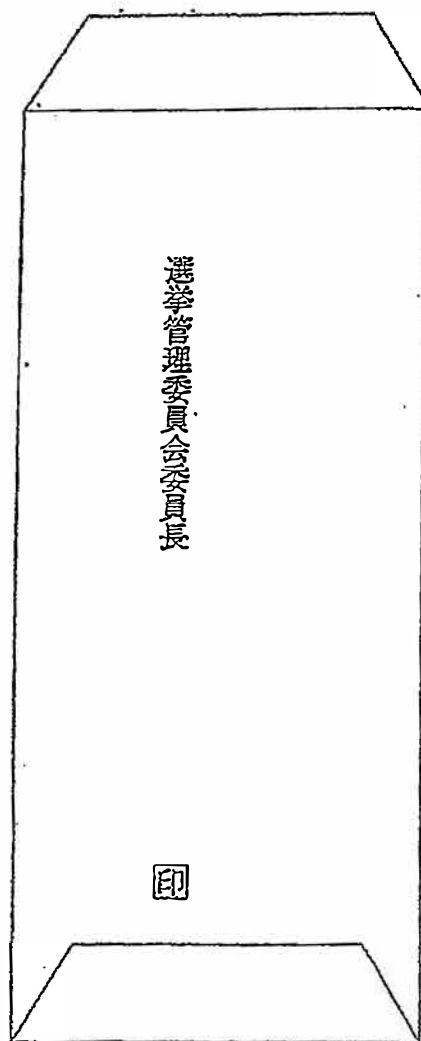
選挙管理委員会委員長

印

様式6-2 《不在者投票証明書用封筒》



(表)



(裏)

※都道府県・市区町村によって、規格等が異なる場合があります。

様式 7 《不在者投票事務処理簿》

不 在 者 投 票 事 務 処 理 簿

【選挙名】 令和 年 月 日執行 選挙

【施設名】

【市区町村名】

番号	選挙人住所・氏名		投票用紙等の請求・受領				投 票						投票用紙等の送付		備 考
	住 所	氏 名	請求の方法	代理請求の場合			投票月日	投票場所	投票立会人 氏名	代理投票申請 の有無	代理投票の場合の補助者 氏名		送付月日		
				代理請求の 依頼を受け た月日	請求月日	受領月日					記載者	立会人			
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												
			本人・代理							有・無					
			直接・郵便等												

注 1) 点字投票の場合は、備考欄に「点字」と書いてください。
注 2) 市区町村選挙管理委員会へ不在者投票用紙を送る際には、この不在者投票事務処理簿の写しを 1 部同封してください。

様式 8 ≪外部立会人の選定について（依頼）≫

令和 年 月 日

（市区町村）選挙管理委員会 宛

（施設名）長 ○ ○ ○ ○

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条第 1 項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第 10 項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時：

場 所：

施 設 名：

様式 9 《立会人選任書》

令和 年 月 日

立 会 人 選 任 書

○ ○ ○ ○ 様

(指定施設名)

(指定施設等の長)

あなたを、下記のとおり、指定施設等における不在者投票の立会人に選任します。
なお、当日は、立会開始時刻の_____分前までに_____に、おいで
ください。

記

選 挙 名：令和 年 月 日執行 選挙

立 会 日 時：令和 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：

令和 年 月 日

立 会 人 承 諾 書

(指定施設等の長) 宛

(住 所)

(電 話 番 号)

(氏名 (自署))

下記のとおり、指定施設等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

選 挙 名 : 令和 年 月 日執行 選挙

立 会 日 時 : 令和 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所 :

領 収 書

年 月 日

(指定施設等の長) 様

[実際の立会時間 : ~ :]

金 円

但し、不在者投票の立会いに対する謝金として

上記正に領収いたしました。

(外部立会人氏名 (自書))

様式 11《実績報告書》

実 績 報 告 書

報告先

〇〇市（町・村）選挙管理委員会委員長

不在者投票立会いの実績

選 挙 名 令和 年 月 日 執行

選挙

立 会 日 令和〇〇年〇月〇日

立会時間 午前〇時～午後〇時

立会場所 〇〇病院内

外部立会人氏名 〇〇 〇〇

不在者投票者総数

〇人

要した経費の額

×× 円

不在者投票立会人に係る経費を上記の通り報告致します。

令和〇〇年〇月〇日

(外部立会人)

氏名 〇〇 〇〇

住所 〇〇

振込先 〇〇銀行〇〇支店 口座番号××

上記の通り不在者投票に立ち会ったことを認めます。

不在者投票管理者氏名 〇〇 〇〇

不在者投票施設名称 〇〇病院

所在地 〇〇

※立会人に係る市町村の選定書の写しを添付してください。

※不在者投票管理経費請求書に添付する「不在者投票者数内訳」を添付してください。

様式 12《選任/任命通知》

令和 年 月 日

(指定施設等の長) 様

(市区町村) 選挙管理委員会

外部立会人の [選定 / 任命] について (通知)

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を [選定 / 任命] しましたので、通知します。

記

立会人の氏名 :
(ふりがな)

立 会 日 時 : 令和 年 月 日 () : ~ :

整 理 番 号	
---------	--

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

A
B
(Aと異なる場合のみ記入)

施設等所在地	(〒 -)			
フリガナ				
施設等の名称				
不在者投票管理者 (例：病院や施設の長)	職		氏名	
請求者 (例：理事長、代表取締役社長)	※不在者投票管理者（A）が請求する場合は記入不要。			
	職		氏名	
※この欄を記入する場合、下記委任欄も記入				
事務担当者名			電話番号	
メールアドレス				

院長（施設長）の印（認印可）

令和 年 月 日執行

不在者投票管理経費請求書

不在者投票管理経費として下記のとおり請求します。なお、振込指定口座は、受取人の管理する口座で相違ありません。

1 請求金額総計 円（1人 @1,236円× 人分）

2 振込指定口座

C

(フリガナ)			
振込先金融機関		銀行	支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段	口座番号	
口座名義	カナ		
	漢字		

※不在者投票管理者（A）と異なる場合は下記委任欄も記入

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 口座名義（カナ）は、必ず通帳等で確認の上、記入してください。（フリガナではないことに御注意ください。）

注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

注4 「ゆうちょ銀行」を振込先金融機関とする場合、通帳に記載されている記号・番号は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」を、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はHP等で御確認の上記入してください。

(委任欄)

下記に当てはまる場合は、委任欄の記載が必要

○不在者投票管理者(A)が、口座名義人(C)と異なる(A≠C)場合

○不在者投票管理者(A)が、請求者(B)及び口座名義人(C)と異なる(A≠BかつA≠C)場合

なお、不在者投票管理者は、上記選挙における不在者投票管理経費の

1 受領	2 請求及び受領
(A≠C)	(A≠BかつA≠C)

(←いずれかを選択)

について、下記の者に委任します。

所在地（住所）			
法人の名称			
受任者 ※請求者(B)又は口座名義人(C)と同一の者	職		氏名

(裏面)

不在者投票者数内訳

No.	選挙管 理 委 員 会 名	不在者 投票者数	No.	選挙管 理 委 員 会 名	不在者 投票者数	No.	選挙管 理 委 員 会 名	不在者 投票者数
1	大阪市北区	人	26	堺市中区	人	51	柏原市	人
2	大阪市都島区	人	27	堺市東区	人	52	羽曳野市	人
3	大阪市福島区	人	28	堺市西区	人	53	門真市	人
4	大阪市此花区	人	29	堺市南区	人	54	摂津市	人
5	大阪市中央区	人	30	堺市北区	人	55	高石市	人
6	大阪市西区	人	31	堺市美原区	人	56	藤井寺市	人
7	大阪市港区	人	32	岸和田市	人	57	東大阪市	人
8	大阪市大正区	人	33	豊中市	人	58	泉南市	人
9	大阪市天王寺区	人	34	池田市	人	59	四條畷市	人
10	大阪市浪速区	人	35	吹田市	人	60	交野市	人
11	大阪市西淀川区	人	36	泉大津市	人	61	大阪狭山市	人
12	大阪市淀川区	人	37	高槻市	人	62	阪南市	人
13	大阪市東淀川区	人	38	貝塚市	人	63	島本町	人
14	大阪市東成区	人	39	守口市	人	64	豊能町	人
15	大阪市生野区	人	40	枚方市	人	65	能勢町	人
16	大阪市旭区	人	41	茨木市	人	66	忠岡町	人
17	大阪市城東区	人	42	八尾市	人	67	熊取町	人
18	大阪市鶴見区	人	43	泉佐野市	人	68	田尻町	人
19	大阪市阿倍野区	人	44	富田林市	人	69	岬町	人
20	大阪市住之江区	人	45	寝屋川市	人	70	太子町	人
21	大阪市住吉区	人	46	河内長野市	人	71	河南町	人
22	大阪市東住吉区	人	47	松原市	人	72	千早赤阪村	人
23	大阪市平野区	人	48	大東市	人	府外の選管計※		
24	大阪市西成区	人	49	和泉市	人			
25	堺市堺区	人	50	箕面市	人	計		

不在者投票者数〔府外有権者分〕内 訳

No.	都 道 府 県 名	市 区 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 名	不 在 者 投 票 者 数	備 考
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
6			人	
7			人	
8			人	
9			人	
10			人	
11			人	
12			人	
13			人	
14			人	
15			人	
16			人	
17			人	
18			人	
19			人	
20			人	
計			人	

※ 「市区町村選挙管理委員会名」の欄には、市区町村名のみ記入してください。

※ 「合計」欄の数は、請求書裏面の「不在者投票者数内訳」の「府外の選管計」欄と一致させてください。

不在者投票管理経費請求書（記載例）

下記のパターン別に、記載例及び入力例を作成しています。
手書きによる作成の場合は“記載例”、パソコン等で入力による作成の場合は“入力例”を確認の上、請求書を作成してください。

	区分			作成方法	（備考）委任欄
	経費請求者 （請求書名義）	経費受領者 （口座名義）			
①	院長・施設長 （不在者投票管理者）	院長・施設長	▷	記載例①（p 43・46～47）	不要
②	院長・施設長 （不在者投票管理者）	法人の理事長	▷	記載例②（p 44・46～47）	記載が必要
③	法人の理事長 （不在者投票管理者 以外の者）	法人の理事長	▷	記載例③（p 45・46～47）	記載が必要

※ 請求書に不備がある場合、支払が遅れることがありますので、必ずお読みください。

記載例① 院長名又は施設長名で請求・費用受領を行う場合

整理番号

★記入不要

不在者投票を行った日以降の日付

令和 年 月 日

大阪府知事様

A
B
(Aと異なる場合のみ記入)

施設等所在地	(〒540-8570) 大阪市中央区大手前2丁目1番22号				
フリガナ	イリョウホウジンマルマルカイベケベケビョウイン				
施設等の名称	医療法人〇〇会××病院				
不在者投票管理者 (例：病院や施設の長)	職	院長	氏名	大阪 太郎	印鑑不要
請求者 (例：理事長、代表取締役社長)	※不在者投票管理者（A）が請求する場合は記入不要。				
	職	記入不要			も記入
事務担当者名	選挙 一郎	電話番号	06-6944-9118		
メールアドレス	senkyo××××@××.××				

令和 年 月 日執行

不在者投票管理経費請求書

不在者投票管理経費として下記のとおり請求します。なお、振込指定口座は、受取人の管理する口座で相違ありません。

1 請求金額総計 12,360 円（1人 @1,236円× 10 人分）

2 振込指定口座

C

(フリガナ)	カクカク					マルマル					
振込先金融機関	〇〇 銀行					〇〇 支店					
預金種別	1 普通	2 当座	3 別段	口座番号	0	0	1	2	3	4	5
口座名義	カナ	イリョウホウジン マルマルカイ ベケベケビョウイン インチョウオオサカ タロウ									
	漢字	医療法人 〇〇会 ××病院 院長 大阪 太郎									

※不在者投票管理者（A）と異なる場合は下記委任欄も記入

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 口座名義（カナ）は、必ず通帳等で確認の上、記入してください。（フリガナではないことに御注意ください。）

注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

注4 「ゆうちょ銀行」を振込先金融機関とする場合、通帳に記載されている記号・番号は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」を、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はHP等で御確認の上記入してください。

(委任欄)

下記に当てはまる場合は、委任欄の記載が必要

○不在者投票管理者(A)が、口座名義人(C)と異なる(A≠C)場合

○不在者投票管理者(A)が、請求者(B)及び口座名義人(C)と異なる(A≠BかつA≠C)場合

なお、不在者

について、下記

所在地(住

法人の名

受任者

※請求者(B)又は口座名義

記入不要

(選択)

記載例② 院長名又は施設長名で請求し、理事長等が費用受領を行う場合

整理番号	★記入不要		不在者投票を行った日以降の日付		令和	年	月	日
大阪府知事様								
A B (Aと異なる場合のみ記入)	施設等所在地	(〒540-8570) 大阪市中央区大手前2丁目1番22号						
	フリガナ	イリョウホウジンマルマルカイベケベケビョウイン						
	施設等の名称	医療法人〇〇会××病院						
	不在者投票管理者 (例：病院や施設の長)	職	院長	氏名	大阪 太郎			
	請求者 (例：理事長、代表取締役社長)	職		氏名	※この欄を記入する場合、下記委任欄も記入			
事務担当者名	選挙 一郎		電話番号	06-6944-9118				
メールアドレス	senkyo××××@××.××							

理事長印や
施設印は不可

院長
の印

院長（施設長の印（認印可）

令和 年 月 日執行

不在者投票管理経費請求書

不在者投票管理経費として下記のとおり請求します。なお、振込指定口座は、受取人の管理する口座で相違ありません。

1 請求金額総計 12,360 円（1人 @1,236円× 10 人分）

2 振込指定口座

(フリガナ)		カクカク				マルマル						
振込先金融機関		□□ 銀行				〇〇 支店						
預金種別		1 普通	2 当座	3 別段	口座番号	0	0	5	4	3	2	1
C 口座名義	カナ	イリョウホウジン マルマルカイ リジチョウ ナニワ ジロウ										
	漢字	医療法人 〇〇会 理事長 浪速 次郎										

※不在者投票管理者（A）と異なる場合は下記委任欄も記入

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 口座名義（カナ）は、必ず通帳等で確認の上、記入してください。（フリガナではないことに御注意ください。）

注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

注4 「ゆうちょ銀行」を振込先金融機関とする場合、通帳に記載されている記号・番号は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」を、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はHP等で御確認の上記入してください。

(委任欄)

下記に当てはまる場合は、委任欄の記載が必要

○不在者投票管理者(A)が、口座名義人(C)と異なる(A≠C)場合

○不在者投票管理者(A)が、請求者(B)及び口座名義人(C)と異なる(A≠BかつA≠C)場合

なお、不在者投票管理者は、上記選挙における不在者投票管理経費の

1 受領 (A≠C)	2 請求及び受領 (A≠BかつA≠C)
---------------	------------------------

(←いずれかを選択)

について、下記の者に委任します。

所在地（住所）	大阪市中央区大手前2丁目1番22号		
法人の名称	医療法人〇〇会		
受任者 ※請求者(B)又は口座名義人(C)と同一の者	職	理事長	氏名 浪速 次郎

記載例③ 理事長名で請求・費用受領の両方を行う場合

整理番号	★記入不要	令和 年 月 日 不在者投票を行った日以降の日付			
A	施設等所在地	大阪市中央区大手前2丁目1番22号			
	フリガナ	イリョウホウジンマルマルカイベケベケビョウイン			
	施設等の名称	医療法人〇〇会××病院			
	不在者投票管理者 (例：病院や施設の長)	職	院長	氏名	大阪 太郎
	請求者 (例：理事長、代表取締役社長)	職	理事長	氏名	浪速 次郎
B	※不在者投票管理者（A）が請求する場合は記入不要。				
事務担当者名		選挙 一郎	電話番号	06-6944-9118	
メールアドレス		senkyo×××××@××.××			

理事長印や施設印は不可

院長（施設長の印（認印可）

院長の印

令和 年 月 日執行

不在者投票管理経費請求書

不在者投票管理経費として下記のとおり請求します。なお、振込指定口座は、受取人の管理する口座で相違ありません。

1 請求金額総計 12,360 円（1人 @1,236円× 10 人分）

2 振込指定口座

(フリガナ)		カクカク				マルマル						
振込先金融機関		〇〇 銀行				〇〇 支店						
預金種別		1 普通	2 当座	3 別段	口座番号	0	0	5	4	3	2	1
C 口座名義	カナ	イリョウホウジン マルマルカイ リジチョウ ナニワ ジロウ										
	漢字	医療法人 〇〇会 理事長 浪速 次郎										

※不在者投票管理者（A）と異なる場合は下記委任欄も記入

注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。

注2 口座名義（カナ）は、必ず通帳等で確認の上、記入してください。（フリガナではないことに御注意ください。）

注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。

注4 「ゆうちょ銀行」を振込先金融機関とする場合、通帳に記載されている記号・番号は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」を、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はHP等で御確認の上記入してください。

(委任欄)

下記に当てはまる場合は、委任欄の記載が必要

○不在者投票管理者(A)が、口座名義人(C)と異なる(A≠C)場合

○不在者投票管理者(A)が、請求者(B)及び口座名義人(C)と異なる(A≠BかつA≠C)場合

なお、不在者投票管理者は、上記選挙における不在者投票管理経費の

1 受領	2 請求及び受領
(A≠C)	(A≠BかつA≠C)

(←いずれかを選択)

について、下記の者に委任します。

所在地（住所）	大阪市中央区大手前2丁目1番22号			
法人の名称	医療法人〇〇会			
受任者	職	理事長	氏名	浪速 次郎

※請求者（B）又は口座名義人（C）と同一の者

(裏面)

不在者投票者数内訳

No.	選 挙 管 理 委 員 会 名	不 在 者 投票者数	No.	選 挙 管 理 委 員 会 名	不 在 者 投票者数	No.	選 挙 管 理 委 員 会 名	不 在 者 投票者数
1	大 阪 市 北 区	人	2 6	堺 市 中 区	人	5 1	柏 原 市	人
2	大 阪 市 都 島 区	人	2 7	堺 市 東 区	人	5 2	羽 曳 野 市	人
3	大 阪 市 福 島 区	人	2 8	堺 市 西 区	人	5 3	門 真 市	人
4	大 阪 市 此 花 区	人	2 9	堺 市 南 区	人	5 4	摂 津 市	人
5	大 阪 市 中 央 区	8人	3 0	堺 市 北 区	人	5 5	高 石 市	人
6	大 阪 市 西 区	人	3 1	堺 市 美 原 区	人	5 6	藤 井 寺 市	人
7	大 阪 市 港 区	人	3 2	岸 和 田 市	人	5 7	東 大 阪 市	人
8	大 阪 市 大 正 区	人	3 3	豊 中 市	人	5 8	泉 南 市	1人
9	大 阪 市 天 王 寺 区	人	3 4	池 田 市	人	5 9	四 條 畷 市	人
1 0	大 阪 市 浪 速 区	人	3 5	吹 田 市	人	6 0	交 野 市	人
1 1	大 阪 市 西 淀 川 区	人	3 6	泉 大 津 市	人	6 1	大 阪 狭 山 市	人
1 2	大 阪 市 淀 川 区	人	3 7	高 槻 市	人	6 2	阪 南 市	人
1 3	大 阪 市 東 淀 川 区	人	3 8	貝 塚 市	人	6 3	島 本 町	人
1 4	大 阪 市 東 成 区	人	3 9	守 口 市	人	6 4	豊 能 町	人
1 5	大 阪 市 生 野 区	人	4 0	枚 方 市	人	6 5	能 勢 町	人
1 6	大 阪 市 旭 区	人	4 1	茨 木 市	人	6 6	忠 岡 町	人
1 7	大 阪 市 城 東 区	人	4 2	八 尾 市	人	6 7	熊 取 町	人
1 8	大 阪 市 鶴 見 区	人	4 3	泉 佐 野 市	人	6 8	田 尻 町	人
1 9	大 阪 市 阿 倍 野 区	人	4 4	富 田 林 市	人	6 9	岬 町	人
2 0	大 阪 市 住 之 江 区	人	4 5	寝 屋 川 市	人	7 0	太 子 町	人
2 1	大 阪 市 住 吉 区	人	4 6	河 内 長 野 市	人	7 1	河 南 町	人
2 2	大 阪 市 東 住 吉 区	人	4 7	松 原 市	人	7 2	千 早 赤 阪 村	人
2 3	大 阪 市 平 野 区	人	4 8	大 東 市	人	府外の選管計※		
2 4	大 阪 市 西 成 区	人	4 9	和 泉 市	人			
2 5	堺 市 堺 区	人	5 0	箕 面 市	人	計		
								10人

不在者投票者数〔府外有権者分〕内 訳

No.	都 道 府 県 名	市 区 町 村 選 挙 管 理 委 員 会 名	不 在 者 投 票 者 数	備 考
1	和歌山県	〇〇市	1人	
2			人	
3			人	
4	府外有権者が不在者投票をした場合に添付が必要			
5			人	
6			人	
7			人	
8			人	
9			人	
10			人	
11			人	
12			人	
13			人	
14			人	
15			人	
16			人	
17			人	
18			人	
19			人	
20			人	
計			1人	

※ 「市区町村選挙管理委員会名」の欄には、市区町村名のみ記入してください。

※ 「合計」欄の数は、請求書裏面の「不在者投票者数内訳」の「府外の選管計」欄と一致させてください。

整 理 番 号

外部立会人経費の専用請求書

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 様

A
B
(Aと異なる場合のみ記入)

施設等所在地	(〒)		
フリガナ			
施設等の名称			
不在者投票管理者 (例：病院や施設の長)	職	氏名	印
	職	氏名	※この欄を記入する場合、下記委任欄も記入
事務担当者名	電話番号		
メールアドレス			

院長（施設長）の印（認印可）

令和 年 月 日執行
不在者投票管理経費（外部立会人経費）請求書

不在者投票管理経費（外部立会人経費）として下記のとおり請求します。なお、振込指定口座は、受取人の管理する口座で相違ありません。

記

- 1 請求金額総計 _____ 円 （立会日時及び立会人氏名：別紙のとおり）
- 2 振替指定口座

C

(フリガナ)			
振込先金融機関		銀行	支店
預金種別	1 普通 2 当座 3 別段	口座番号	
口座名義	カナ		
	漢字		

※不在者投票管理者（A）と異なる場合は下記委任欄も記入

- 注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。
- 注2 口座名義カタカナは、必ず通帳等で確認の上、記入してください。（フリガナではないことに御注意ください。）
- 注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。
- 注4 「ゆうちょ銀行」を振込先金融機関とする場合、通帳に記載されている記号・番号は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」を、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はHP等で御確認の上記入してください。

（委任欄）

下記に当てはまる場合は、委任欄の記載が必要

○不在者投票管理者（A）が、口座名義人（C）と異なる（A≠C）場合

○不在者投票管理者（A）が、請求者（B）及び口座名義人（C）と異なる（A≠BかつA≠C）場合

なお、不在者投票管理者は、上記選挙における不在者投票管理経費(外部立会人経費)の

1 受領	2 請求及び受領
(A≠C)	(A≠BかつA≠C)

(←いずれかを選択)

について、下記の者に委任します。

所在地（住所）			
法人の名称			
受任者 ※請求者（B）又は口座名義人（C）と同一の者	職	氏名	

※請求の際には、立会人に係る市区町村の選定通知書の写し、謝金領収書の写しを添付してください。

立会日	立会時間	謝金等請求額(※1, 2) (上限12,400円/日・人)	外部立会人 氏名	備考
令和 年 月 日	$\begin{pmatrix} \text{午前} \\ \text{午後} \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} \text{午前} \\ \text{午後} \end{pmatrix}$: ~ :	$12,400\text{円} \times \frac{(\quad)\text{時間}}{8.5\text{時間}}$ = () 円		
令和 年 月 日	$\begin{pmatrix} \text{午前} \\ \text{午後} \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} \text{午前} \\ \text{午後} \end{pmatrix}$: ~ :	$12,400\text{円} \times \frac{(\quad)\text{時間}}{8.5\text{時間}}$ = () 円		
令和 年 月 日	$\begin{pmatrix} \text{午前} \\ \text{午後} \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} \text{午前} \\ \text{午後} \end{pmatrix}$: ~ :	$12,400\text{円} \times \frac{(\quad)\text{時間}}{8.5\text{時間}}$ = () 円		
令和 年 月 日	$\begin{pmatrix} \text{午前} \\ \text{午後} \end{pmatrix}$ $\begin{pmatrix} \text{午前} \\ \text{午後} \end{pmatrix}$: ~ :	$12,400\text{円} \times \frac{(\quad)\text{時間}}{8.5\text{時間}}$ = () 円		
合計(大阪府選挙管理委員会への請求金額)		() 円		

(※1) 1日(8.5時間)のうち一部の時間のみ従事した場合は、従事時間数に応じた額となります。
金額については、「不在者投票事務の管理について(依頼)」の「外部立会人経費の請求」の項目を御覧ください。

(※2) 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

また、1回当たりの従事時間が7時間を超えて8.5時間以下の場合は、8.5時間としてください。

(※3) 請求の際には、次の書類を添付してください。

○立会人に係る市区町村の選定通知書の写し(様式12(手引))

○謝金領収書の写し(様式10(手引))

整理番号

外部立会人経費の専用請求書

令和 年 月 日

大阪府知事様

A

B

(Aと異なる場合のみ記入)

施設等所在地	(〒540-8570) 不在者投票を行った日以降の日付 大阪市中央区大手前2丁目1番22号				
フリガナ	イリョウホウジンマルマルカイペケペケビョウイン				
施設等の名称	医療法人 ○○会 ××病院				
不在者投票管理者 (例: 病院や施設の長)	職	院長	氏名	大阪 太郎	印
請求者 (外部立会人経費) (例: 理事長、代表取締役社長)	職		氏名	※この欄を記入する場合、下記委任欄も記入	
事務担当者名	選挙 一郎		電話番号	06-6944-9118	
メールアドレス	senkyo××××@××.××				

(委任欄)を記載する場合押印必要。
施設印は不可。

令和 年 月 日執行
不在者投票管理経費（外部立会人経費）請求書

不在者投票管理経費（外部立会人経費）として下記のとおり請求します。なお、振込指定口座は、受取人の管理する口座で相違ありません。

記

- 1 請求金額総計 2,918 円（立会日時及び立会人氏名：別紙のとおり）
- 2 振替指定口座

C

(フリガナ)	カクカク					マルマル					
振込先金融機関	☐ ☐ 銀行					☐ ☐ 支店					
預金種別	1 普通	2 当座	3 別段	口座番号	0	0	1	2	3	4	5
口座名義	カナ	イリョウホウジン マルマルカイ バツバツビョウイン インチョウ オオサカ タロウ									
	漢字	医療法人 ○○会 ××病院 院長 大阪 太郎									

※不在者投票管理者（A）と異なる場合は下記委任欄も記入

- 注1 所在地、名称等は、必ず正式名称を記入してください。
- 注2 口座名義カタカナは、必ず通帳等で確認の上、記入してください。（フリガナではないことに御注意ください。）
- 注3 口座名義は、省略せずに必ず銀行届出のとおり正確に記入してください。
- 注4 「ゆうちょ銀行」を振込先金融機関とする場合、通帳に記載されている記号・番号は、そのまま振込用の口座番号としては使用できません。振込用の「店名・口座番号」を、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口又はHP等で御確認の上記入してください。

(委任欄)

下記に当てはまる場合は、委任欄の記載が必要

○不在者投票管理者(A)が、口座名義人(C)と異なる(A≠C) 場合

○不在者投票管理者(A)が、請求者(B)及び口座名義人(C)と異なる(A≠BかつA≠C) 場合

なお、不在者投票管理者は、上記選挙における不在者投票管理経費(外部立会人経費)の

1 受領 (A≠C)	2 請求及び受領 (A≠BかつA≠C)
---------------	------------------------

(←いずれかを選択)

について、下記の者に委任します。

所在地（住所）			
法人の名称			
受任者 ※請求者(B)又は口座名義人(C)と同一の者	職		氏名

※ 請求の際には、立会人に係る市区町村の選定通知書の写し、謝金領収書の写しを添付してください。

立会日	立会時間	謝金等請求額(※1, 2) (上限12,400円/日・人)	外部立会人 氏名	備考
令和7年7月14日	午前 午後 午前 午後 <u>9:00 ~ 10:30</u>	$12,400円 \times \frac{(2) \text{時間}}{8.5 \text{時間}}$ $= (2,918) \text{円}$	甲山 乙夫	
令和 年 月 日	午前 午後 午前 午後 <u> : ~ :</u>	$12,400円 \times \frac{() \text{時間}}{8.5 \text{時間}}$ $= () \text{円}$		
令和 年 月 日	午前 午後 午前 午後 <u> : ~ :</u>	$12,400円 \times \frac{() \text{時間}}{8.5 \text{時間}}$ $= () \text{円}$		
令和 年 月 日	午前 午後 午前 午後 <u> : ~ :</u>	$12,400円 \times \frac{() \text{時間}}{8.5 \text{時間}}$ $= () \text{円}$		
合計(大阪府選挙管理委員会への請求金額)		(2,918) 円		

(※1) 1日(8.5時間)のうち一部の時間のみ従事した場合は、従事時間数に応じた額となります。
金額については、「不在者投票事務の管理について(依頼)」の「外部立会人経費の請求」の項目を御覧ください。

(※2) 1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げてください。

また、1回当たりの従事時間が7時間を超えて8.5時間以下の場合は、8.5時間としてください。

(※3) 請求の際には、次の書類を添付してください。

○立会人に係る市区町村の選定通知書の写し(様式12(手引))

○謝金領収書の写し(様式10(手引))

せっかくの投票が無効にしないために

不在者投票は、選挙の当日投票所において投票をするという一般投票の原則の例外であるため、手続が厳密であり、手続等に不備な点があれば、せっかくの投票が無効になってしまふことがあります。この事務を処理される不在者投票管理者（指定施設の施設長）にあつては、次の「不在者投票事務のチェック表」を活用され、公正な事務処理をお願いします。

不在者投票事務チェック表

確 認 事 項	確認欄	備 考
(1)不在者投票管理者（指定施設の施設長）が投票用紙等（投票用紙、投票用外封筒及び同内封筒）の代理請求を行ったか。		※選挙人が船員で選挙人名簿登録証明書の交付を受けている場合（P.8 参照）
(2)投票用紙等の送付を受けたか。（送付された投票用紙の種類と請求した種類が一致しているか。）		
(3)投票記載場所の設備 ①選挙人の投票の記載が他から見えないよう設備したか。		
②候補者の氏名等を記載したポスター等が掲示されていないか。		
(4)不在者投票の立会人を選任したか。		
(5)投票の手続 ①選挙人が自署した投票用紙を内封筒に入れ封をさせ、さらに外封筒に入れて封をさせたか。		※代理投票及び代理投票の仮投票の場合（P.16、17 参照）
②不在者の投票用外封筒の表面に選挙人が署名（必ず自署）したか。		点字投票の場合は点字によって氏名が記載されているか。
③不在者投票用外封筒の裏面の記載 ア 投票年月日及び投票記載場所を記載したか。 イ 不在者投票管理者（指定施設の施設長）の職、氏名を記載したか。 ウ 立会人の署名（必ず自署）はあるか。		
(6)投票の送致 ①投票済の投票は、選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会ごとにそれぞれの送致用封筒に入れたか。（不在者投票事務処理簿の写し（1部）も併せて送付したか）		
②送致用封筒の表面に「不在者投票在中」の記載をしたか。		
③送致用封筒の裏面に施設名及び不在者投票管理者（指定施設の施設長）の氏名を記載し、押印したか。		
④投票は選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会の委員長へ選挙期日（投票日）までに到着するよう送付したか。		

大阪府内の選挙管理委員会一覧

令和7年5月現在

○大阪府選挙管理委員会

市(区)名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
大 阪 府	540-8570	大阪府中央区大手前2-1-22	06-6944-9118	06-6944-3548

○大阪市・大阪市各区選挙管理委員会

市(区)名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
大 阪 市	530-8201	大阪市北区中之島1-3-20	06-6208-8511	06-6204-0900
北 区	530-8401	大阪市北区扇町2-1-27	06-6313-9626	06-6362-3821
都 島 区	534-8501	大阪市都島区中野町2-16-20	06-6882-9626	06-6352-4558
福 島 区	553-8501	大阪市福島区大開1-8-1	06-6464-9626	06-6462-0792
此 花 区	554-8501	大阪市此花区春日出北1-8-4	06-6466-9626	06-6462-0942
中 央 区	541-8518	大阪市中央区久太郎町1-2-27	06-6267-9626	06-6264-8283
西 区	550-8501	大阪市西区新町4-5-14	06-6532-9626	06-6538-7316
港 区	552-8510	大阪市港区市岡1-15-25	06-6576-9626	06-6572-9511
大 正 区	551-8501	大阪市大正区千島2-7-95	06-4394-9626	06-6553-1981
天 王 寺 区	543-8501	大阪市天王寺区真法院町20-33	06-6774-9626	06-6772-4904
浪 速 区	556-8501	大阪市浪速区敷津東1-4-20	06-6647-9626	06-6633-8270
西 淀 川 区	555-8501	大阪市西淀川区御幣島1-2-10	06-6478-9626	06-6477-0635
淀 川 区	532-8501	大阪市淀川区十三東2-3-3	06-6308-9626	06-6885-0534
東 淀 川 区	533-8501	大阪市東淀川区豊新2-1-4	06-4809-9626	06-6327-1920
東 成 区	537-8501	大阪市東成区大今里西2-8-4	06-6977-9626	06-6972-2732
生 野 区	544-8501	大阪市生野区勝山南3-1-19	06-6715-9626	06-6717-1160
旭 区	535-8501	大阪市旭区大宮1-1-17	06-6957-9626	06-6952-3247
城 東 区	536-8510	大阪市城東区中央3-5-45	06-6930-9626	050-3535-8684
鶴 見 区	538-8510	大阪市鶴見区横堤5-4-19	06-6915-9626	06-6913-6235
阿 倍 野 区	545-8501	大阪市阿倍野区文の里1-1-40	06-6622-9626	06-6621-1412
住 之 江 区	559-8601	大阪市住之江区御崎3-1-17	06-6682-9626	06-6686-2040
住 吉 区	558-8501	大阪市住吉区南住吉3-15-55	06-6694-9626	06-6692-5535
東 住 吉 区	546-8501	大阪市東住吉区東田辺1-13-4	06-4399-9626	06-6629-4533
平 野 区	547-8580	大阪市平野区背戸口3-8-19	06-4302-9626	06-6700-0190
西 成 区	557-8501	大阪市西成区岸里1-5-20	06-6659-9626	06-6659-2245

○堺市・堺市各区選挙管理委員会

市(区)名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
堺 市	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7875	072-228-7883
堺 区	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-228-7263	072-228-7844
中 区	599-8236	堺市中区深井沢町2470-7	072-270-8181	072-270-8101
東 区	599-8112	堺市東区日置荘原寺町195-1	072-287-8200	072-287-8113
西 区	593-8324	堺市西区鳳東町6-600	072-275-1901	072-275-1915
南 区	590-0141	堺市南区桃山台1-1-1	072-290-1800	072-290-1814
北 区	591-8021	堺市北区新金岡町5-1-4	072-258-6706	072-258-6817
美 原 区	587-8585	堺市美原区黒山167-1	072-363-9311	072-362-7532

○市選挙管理委員会

市名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
岸和田市	596-8510	岸和田市岸城町7-1	072-423-9692	072-423-4622
豊中市	561-8501	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2480	06-6854-0496
池田市	563-8666	池田市城南1-1-1	072-754-6150	072-752-6680
吹田市	564-8550	吹田市泉町1-3-40	06-6384-2478	06-6368-9909
泉大津市	595-8686	泉大津市東雲町9-12	0725-33-1131(代)	0725-23-1940
高槻市	569-8501	高槻市桃園町2-1	072-674-7676	072-674-7674
貝塚市	597-8585	貝塚市畠中1-17-1	072-433-7444	072-433-7446
守口市	570-8666	守口市京阪本通2-5-5	06-6992-1784	06-6998-3577
枚方市	573-8666	枚方市大垣内町2-1-20	072-841-1532	072-844-3479
茨木市	567-8505	茨木市駅前3-8-13	072-620-1675	072-626-3322
八尾市	581-0003	八尾市本町1-1-1	072-924-3886	072-924-1031
泉佐野市	598-8550	泉佐野市市場東1-1-1	072-463-1212(代)	072-463-1100
富田林市	584-8511	富田林市常盤町1-1	0721-25-1000(代)	0721-24-3900
寝屋川市	572-8555	寝屋川市本町1-1	072-825-2435	072-822-7497
河内長野市	586-8501	河内長野市原町1-1-1	0721-53-1111(代)	0721-53-1613
松原市	580-8501	松原市阿保1-1-1	072-337-3243	072-332-0764
大東市	574-8555	大東市谷川1-1-1	072-870-0764	072-870-9264
和泉市	594-8501	和泉市府中町2-7-5	0725-99-8155	0725-41-1628
箕面市	562-0014	箕面市萱野5-8-1	072-727-9561	072-727-9579
柏原市	582-8555	柏原市安堂町1-55	072-973-2782	072-973-2586
羽曳野市	583-8585	羽曳野市萱田4-1-1	072-947-3815	072-958-2359
門真市	571-8585	門真市中町1-1	06-6902-6990	06-6905-3264
摂津市	566-8555	摂津市三島1-1-1	06-6383-1605	06-6319-4633
高石市	592-8585	高石市加茂4-1-1	072-275-6472	072-261-3124
藤井寺市	583-8583	藤井寺市岡1-1-1	072-939-1388	072-939-7727
東大阪市	577-8521	東大阪市荒本北1-1-1	06-4309-3287	06-4309-3835
泉南市	590-0592	泉南市樽井1-1-1	072-483-8111	072-483-8205
四條畷市	575-8501	四條畷市中野本町1-1	072-877-2121(代)	072-877-4096
交野市	576-8501	交野市私部1-1-1	072-892-0121(代)	072-891-5046
大阪狭山市	589-8501	大阪狭山市狭山1-2384-1	072-360-4419	072-366-6800
阪南市	599-0292	阪南市尾崎町35-1	072-489-4538	072-473-3504

○町村選挙管理委員会

町村名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
島本町	618-8570	三島郡島本町桜井2-1-1	075-962-8441	075-962-0370
豊能町	563-0292	豊能郡豊能町余野414-1	072-739-3413	072-739-1980
能勢町	563-0392	豊能郡能勢町宿野28	072-734-0479	072-734-2064
忠岡町	595-0805	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	0725-22-1122(代)	0725-22-0364
熊取町	590-0495	泉南郡熊取町野田1-1-1	072-452-1003	072-452-7103
田尻町	598-8588	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	072-466-5021	072-466-8725
岬町	599-0392	泉南郡岬町深日2000-1	072-492-2721	072-492-5814
太子町	583-8580	南河内郡太子町大字山田88	0721-98-5515	0721-98-2773
河南町	585-8585	南河内郡河南町大字白木1359-6	0721-93-2500(代)	0721-93-4691
千早赤阪村	585-8501	南河内郡千早赤阪村大字水分180	0721-72-0081(代)	0721-72-1880

○都道府県選挙管理委員会

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号
北海道	060-8588	札幌市中央区北3条西6	011-204-5153
青森県	030-8570	青森市長島1-1-1	017-734-9076
岩手県	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-5238
宮城県	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2343
秋田県	010-8570	秋田市山王4-1-1	018-860-1145
山形県	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2081
福島県	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7062
茨城県	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-2462
栃木県	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2126
群馬県	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2218
埼玉県	330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-2695
千葉県	260-8667	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2142
東京都	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6911
神奈川県	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-3179
新潟県	950-8570	新潟市中央区新光町4-1	025-280-5057
山梨県	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1829
長野県	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7069
静岡県	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2050
富山県	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-3183
石川県	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1282
福井県	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0357
岐阜県	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-8106
愛知県	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6069
三重県	514-8570	津市広明町13	059-224-2172
滋賀県	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-3233
京都府	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4450
大阪府	540-8570	大阪市中央区大手前2-1-22	06-6944-9118
兵庫県	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3101
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30	0742-27-8419
和歌山県	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3785
鳥取県	680-8570	鳥取市東町1-220	0857-26-7058
島根県	690-8501	松江市殿町1	0852-22-5064
岡山県	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7273
広島県	730-8511	広島市中区基町10-52	082-513-2605
山口県	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-2320
徳島県	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3205
香川県	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3088
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2212
高知県	780-8570	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9314
福岡県	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3077
佐賀県	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7025
長崎県	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2137
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2104
大分県	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-2412
宮崎県	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7024
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2237
沖縄県	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2141